

令和5年壮警町議会第2回定例会を、次のとおり招集する。

令和5年5月26日

壮警町長 田 鍋 敏 也

記

- 1 期 日 令和5年6月8日
- 2 場 所 壮警町役場 大会議室
- 3 付議事件（予定）
  - (1) 農業委員会委員の任命について
  - (2) 農業委員会委員の任命について
  - (3) 農業委員会委員の任命について
  - (4) 農業委員会委員の任命について
  - (5) 農業委員会委員の任命について
  - (6) 農業委員会委員の任命について
  - (7) 農業委員会委員の任命について
  - (8) 農業委員会委員の任命について
  - (9) オロフレスキー場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - (10) 弁景地域間交流拠点施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - (11) 令和5年度壮警町一般会計補正予算（第3号）について
  - (12) 令和4年度壮警町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
  - (13) 令和4年度壮警町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
  - (14) 令和4年度壮警町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
  - (15) 債権放棄の報告について

○応招議員（9名）

1番 山本 勲 君  
3番 長内 伸一 君  
5番 佐藤 恣 君  
7番 菊地 敏法 君  
9番 森 太郎 君

2番 加藤 正志 君  
4番 毛利 爾 君  
6番 湯浅 祥治 君  
8番 真鍋 盛男 君

○不応招議員（0名）

## 令和5年壮瞥町議会第2回定例会会議録

### ○議事日程（第1号）

令和5年6月8日（木曜日） 午前10時00分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 所信表明演説

日程第 5 行政報告

日程第 6 一般質問

日程第 7 議案第35号ないし議案第45号及び報告第1号ないし報告第4号について

（提案理由説明・議案内容説明）

○出席議員（9名）

1番	山本	勲	君	2番	加藤	正志	君
3番	長内	伸一	君	4番	毛利	爾	君
5番	佐藤	恣	君	6番	湯浅	祥治	君
7番	菊地	敏法	君	8番	真鍋	盛男	君
9番	森	太郎	君				

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町長	田鍋敏也	君
教育長	谷坂常年	君
会計管理者兼		
	大野博雄	君
税務会計課長		
総務課長（兼）	庵匡	君
企画財政課長	上名正樹	君
企画財政課参事	市田喜芳	君
住民福祉課長	阿部正一	君
産業振興課長	木下薫	君
商工観光課長	三松靖志	君
建設課長	澤井智明	君
生涯学習課長	河野圭	君
選管書記長（兼）	庵匡	君
農委事務局長	齋藤誠士	君
監委事務局長（兼）	小林一也	君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	小林一也	君
------	------	---

◎開会の宣告

○議長（森 太郎君） ただいまから令和5年壮警町議会第2回定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（森 太郎君） 直ちに本日の会議を開きます。  
（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（森 太郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 太郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において  
3番 長内伸一君 4番 毛利 爾君  
を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（森 太郎君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。  
お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月9日までの2日間といたし  
たいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。  
よって、会期は本日から6月9日までの2日間と決しました。

◎諸般の報告

○議長（森 太郎君） 日程第3、諸般の報告を行います。  
議会一般、監査委員からの例月出納検査結果報告、各団体からの陳情、要望等、広  
域連合、行政事務組合議会等報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。  
今期定例会の付議事件は、議案11件、報告4件であります。  
以上で諸般の報告を終わります。

◎所信表明演説

○議長（森 太郎君） 日程第4、所信表明演説を行います。

町長。

○町長（田鍋敏也君） 初めに、町民の皆様の温かいご支援とご理解を賜り、2期目の町政を担わせていただくことになり、責任の重さに、身の引き締まる思いであります。

皆様の生命と財産を守り、壮瞥町の持続的な発展のため、誠心誠意、町政運営に邁進する決意であります。

定例会に当たり、これから4年間に取り組むべき町政の課題と、その解決に臨む、私の所信を申し上げます。

私は、就任以来、常に町民の皆様の幸せと、町の持続的な発展のために、壮瞥町を、次代を担う子供たちへ着実に継承していくことを基本に、公正・公平で、町民の皆様と共に歩む町政、課題解決に果敢にチャレンジする町政を信条として、第5次まちづくり総合計画の将来像「笑顔あふれる元気なまち～そうべつ～」の実現に向け、町政運営に当たらせていただきました。

この4年間は、新型コロナウイルス感染症の対応を最優先として、国の施策、定額給付金やワクチン接種をいち早く実施するとともに、観光、飲食を中心に、深刻な影響を受けた対策として、国の地方創生臨時交付金を活用し、緊急経済対策として事業継続支援などに取り組んでまいりました。

コロナ対策とともに取り組んだのは、平成28年度以降、収支不均衡となっていた財政収支の改善とともに、まちづくり総合計画の推進です。

財政収支の不均衡の改善については、職員の皆さんの努力により、令和3年度決算では、一般会計の実質単年度収支が6年ぶりに黒字となり、公約として掲げた基金減の解消は、令和2年度以降、毎年、増額となっております。

また、まちづくりのビジョンを示すため、令和元年度に、多くの住民の皆様の参画を得て、第5次まちづくり総合計画を策定したところです。

財政収支の改善の成果を基に、既存の事業の継続実施に加え、公約に基づく新たな取組として、「壮瞥町子ども・子育て支援条例」に基づく町独自の子育て支援策の創設や、持家住宅取得奨励金の拡充など定住促進施策の展開、さらには、壮瞥中学校の移転建て替え整備など計画的な社会資本整備により持続的で発展的なまちづくりを推進してきたところです。

加えて、待望のリゾートホテルが壮瞥温泉に4月28日オープンしました。町では、令和2年度、温泉の安定供給に新たな温泉源の掘削や本年度、民間賃貸住宅整備補助金により社員寮の整備など必要な支援を行っているところです。

洞爺湖圏域の誘客の新たな旗頭となり、雇用の場の創出される期待があり、本町の人口も、本年2月末、2,354人であったものが、2か月後の4月末には2,376人と22人増加しております。

この流れと歩みを止めることなく、これからも少子化、人口減や産業の振興に加え、

物価や燃料費等の高騰といった課題解決に向け、チャレンジしなければなりません。

町民の皆様の声を大切にして、安定的な財政運営の下で、1つ、元気な農業と観光、2つ、火山との共生、3つ、子育て支援の充実、4つ、老後も安心な町、実現に向け全力を尽くす覚悟です。

議員の皆様、町民の皆様と「壮瞥町をよりよい町としていく」という思いを共有し、一人一人の力を結集し、「豊かさを実感し、希望あふれる未来」をつくっていく決意であります。

温かいご支援、ご声援をよろしくお願いいたします。

政策の推進に当たっての基本的な考え方を申し上げます。

これまでの取組を基本としながら、第5次まちづくり総合計画等に基づき、着実に施策を展開することが重要です。

まず、柱の1、元気な農業と観光についてですが、地域に安定した産業や雇用の場があることは、地域の持続的な発展に重要と考えております。

まず、本町の基幹産業の一つである農業の振興については、本町は、規模は多くないものの、多種多様な農畜産物を生産しております。

担い手の減少や高齢化が進む中で、担い手の確保、充実・強化に努めるとともに、ICT技術の活用に関する研究や、本町農業・農村のランドデザインの検討に加え、持続的農業経営推進事業を創設など取り組んできたところです。

こうした取組を継続するとともに、スマート農業技術や高収益作物の導入、環境に配慮した土づくりによる、おいしさの追及やブランドイメージ創出など、認定農業者や経営体の取組を支援する新たな施策を創設し、持続的で発展性のある農業・農村地域を創生していく考えです。

深刻さを増している有害鳥獣対策については、関係団体との連携の下、個体数を減じる対策を強化するとともに、人材の育成・確保、資源としての活用など、総合的に取り組んでまいります。

林業の振興については、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、植栽、保育、間伐等の森林整備を計画的に推進し、より活発な経済活動として活用を図るため、森林環境譲与税などの財源を活用した取組を推進するとともに、関係機関との連携を強化してまいります。

廃止鉱山の鉱害対策については、道や関係団体と連携して、坑廃水の適正処理等を継続してまいります。

商工業の振興については、昨年制定した「壮瞥町中小企業・小規模企業振興基本条例」に基づき、「住宅等リフォーム支援事業補助」や「起業化促進補助」、等を継続するとともに、新たな効果的な施策を創設してまいります。

また、インボイス制度の導入や、事業継承等、伴走型支援に取り組む商工会の事業を支援するとともに、旧役場庁舎周辺や空き地、空き店舗の活用と、恵まれた景観を

保全し、活用する取組を推進してまいります。

北海道遺産である「昭和新山国際雪合戦」や、スポーツツーリズムなど、これまでの取組を新たな誘客に結びつけていくため、具体的な検討を進めてまいります。

加えて、これまでのシードル・ワイン作りをベースに、自分たちで生産、加工、販売し、付加価値を高める取組に結びつけていくため、ワイナリー整備などの機運の醸成や具体的なビジョンを検討してまいります。

さらに、道の駅そうべつ情報館の機能強化を図るとともに、立地したリゾートホテルと連携し、地域の資源、資産を生かした新たなツーリズムの開発等により、選ばれる観光地づくりを推進していく考えです。

次に、柱の2、火山との共生―地域の特性を生かすまちづくり―についてですが、有珠山との共生が宿命である本町にとって、各地域の歴史と特性を生かした地区整備や噴火の再来に備えた社会資本整備に向け、国や北海道と連携した社会資本整備や計画的な施策の展開が重要と考えております。

地域の自然や環境を体験的に学び、火山と共生する自然観を習得する教育実践は、我が町の固有の文化で、現在では、ユネスコ世界ジオパークの基本理念として、洞爺湖・有珠山周辺地域全体に広がりを見せています。

人材育成事業を継続するとともに、自主防災組織の組織化の推進、防災マップ情報の共有や防災資機材の整備に加え、関係機関との協定締結や防災訓練の実施などにより、災害に強い人づくり、地域づくりを推進してまいります。

有珠山噴火から23年余が経過しており、科学的知見を集積した防災マップ情報に依拠した中長期的な基盤づくりが重要と考えます。

そのために、国道453号や道道各線の整備促進へ向けた要望を強化するとともに、町道滝之町中島1号線の整備や各路線の維持補修を継続し、新たな町道路線の整備に向けた検討を行ってまいります。

また、道路、橋梁の適切な維持管理に努めてまいります。

次に、地域の特性を生かすまちづくりについてですが、滝之町・立香地区については、町の中心地として買物がしやすい環境や、空き家・空き地の活用、良好な景観形成に向けた施策などを継続して検討するとともに、建部改良住宅の整備に向け、検討を進めてまいります。

久保内・弁景・幸内・蟠溪地区については、地域の皆さんと協議、検討し、空き校舎や公共施設の再編、活用に関する検討を進めてまいります。

また、温泉資源の効果的、持続的な活用を図るため、適切な管理方法や利活用の検討を進めるとともに、国道453号の蟠溪道路整備に合わせたインフラの移転や町道関内蟠溪線の地滑り対策を継続してまいります。

東湖畔・仲洞爺地区については、農地所有適格法人が主体となり、地域の特性を生かした振興計画が推進されており、事業者と連携し、必要な社会資本整備を推進する

とともに、道道整備の要望を強化してまいります。

昭和新山地区については、これまで空き店舗等の課題解決に向け、検討を行ってまいりましたが、今後、地域の皆様や関係機関との意見交換を行い、将来を見据えた町並み再編プランを作成し、計画的に推進していく考えです。

壮瞥温泉地区については、開業したホテルや新たに立地を計画している事業者と協議調整し、必要な支援を行うとともに、立地事業者と連携した地域の活性化に取り組んでまいります。

次に、柱の3、子育て支援―若者が定住するまちづくり―についてですが、子供からお年寄りまで、安心して暮らせるまちづくりは、若者世代の移住や定住を促進するために重要と考えております。

「子供たちは地域の宝」です。少子化は我が国最大の課題です。

本町では、これまで、保護者・学校・地域が総がかりで、子供たちの教育に関わる地域社会の形成に向け取り組むとともに、知徳体のバランスの取れた育成を目的に、コミュニティスクールや小中一貫教育を推進してきました。

この基盤を生かし、令和2年3月に「壮瞥町子ども・子育て支援条例」を制定し、令和3年度から順次、医療費の無料化を高校生までに拡充し、「子育て応援祝金」など独自の施策を創設したところです。

これらの施策に加え、保育内容や一時預かりなど保育サービスの充実、保育料と副食費の無償化と、小中学校の給食費の一定額を補助する仕組みの創設など、財政状況を勘案し計画的に導入する考えです。

本年5月、ケミヤルヴィ市と友好都市調印30年となりましたが、本町の特色ある人材育成事業として保護者等から継続の要望が強い「中学生フィンランド国派遣事業」は、派遣方法を見直し、令和13年度まで継続してまいります。

壮瞥中学校を移転整備し、望ましい教育環境づくりを推進するとともに、胆振管内唯一の町立の農業高校である壮瞥高校については、地域産業の担い手を育成する観点から、教育課程の見直しを行うなど、高校を核とした地域創生に取り組む所存です。

慢性的な住宅不足を改善するため、助成額を拡充した「民間賃貸住宅整備助成」や、子育て世代の住宅取得と町内居住を促進する「持家住宅取得奨励金」を継続するとともに、地域おこし協力隊や人材を誘致し、その力を活用し、本町の課題解決と活性化に資する取組を推進してまいります。

マイナンバーカードについては、本年4月末日現在、交付率が91.6%（全道1位）となっておりますが、この成果を踏まえ、窓口手続や業務の簡素化など、町民の皆様と利便性を分かち合える取組を推進する考えです。

次に、柱の4、老後も安心して暮らせるまちづくりについてです。

「お年寄りは町の財産」です。

大正、昭和、平成の時代とともに、我が国と壮瞥町の基盤を築き上げてこられた先

人の皆さんに敬意と感謝を表するとともに、老後も健康で、安心して暮らせる環境づくりは重要と考えます。

明るく健康に暮らせる「健康寿命」を高めるため、特定健診や各種検診の受診率向上により、疾病予防対策に努めるとともに、健康相談、訪問・介護サービスなどの充実を図ってまいります。

生活支援対策については、社会福祉協議会や法人等と連携した各種サービスや、「生活支援ハウス運営」、「介護予防通所・家事援助」など委託事業の継続や「福祉灯油」を200リットル相当まで拡充するとともに、国民健康保険、後期高齢者医療と介護保険事業の安定的な運営に努めてまいります。

さらに、伊達火葬場の利用料の一部負担を継続し、本町の火葬場については、計画に基づき除却するとともに、西いぶり広域連合が整備する新中間処理施設の整備に必要な負担を行ってまいります。

地域交通対策については、胆振線代替バス等、バス路線の運行維持や、コミュニティー・タクシーの運行維持費の補助を継続してまいります。

スポーツによる健康づくりや、社会参加による生きがいづくりとともに、移動に欠かせない、コミュニティー・タクシーの拡充などに取り組んでまいります。

以上、4つの柱に基づき申し上げましたが、これらの施策を総合的に着実に推進し、子育て世代を中心に、移住・定住の地として選択される町を目指していく考えです。

私は、4年前の所信表明で、多くの自治体が基金を減らしていない中、壮瞥町は、基金を5年間で約3億円を減らし、既存の事業の継続も困難となっている現状と、早急に改善に取り組む必要性とその対策を述べたところです。

具体的には、行政改革の推進に加え、事務事業の評価を実施するとともに、ふるさと納税制度の取組の充実と、北海道や胆振総合振興局へ、財源の確保に向けた支援と収支改善に向けた助言を要請するなどして、令和2年度末の収支バランス均衡を目標に取り組むことを表明しました。

財政収支については、職員の皆さんの努力により、令和3年度決算では、一般会計の実質単年度収支が6年ぶりに黒字となり、公約として掲げた基金減の解消は、平成30年度、17億8,600万円であったものが、3億8,200万円増加し、21億6,800万円となったところです。

安定的な財政運営の下で、第5次まちづくり総合計画の計画的な推進によって、本町が抱える課題の解決に向け、職員の皆さんとともに、引き続き、チャレンジしていく考えです。

加えて、情報公開の徹底と、職員の政策能力を高める研修の充実、自発的な行財政研究の場の設定などにより、やる気を喚起し、期待と負託に応える役場づくりに取り組んでいく考えです。

多様化する行政需要に、適切かつ効率的に対応するために、消防や火葬場、ごみ処

理、電算の共同運営などを「西胆振行政事務組合」や「西いぶり広域連合」により、広域連携の下で行っています。

有珠山の火山防災や、広域観光圏、ジオパーク推進などにおいても、近隣市町との連携は不可欠となっており、関係市町と連携を強化するとともに、胆振管内の構成員として、役割を果たしていく所存です。

以上、本定例会の冒頭において、これから4年間の町政執行に当たって、所信を申し述べさせていただきます。

壮瞥町は、これまで4度の有珠山噴火や、幾多の困難を乗り越え、先人のたゆまぬ努力により、豊かな郷土が築き上げられてきました。

胆振管内で一番、定住人口が少ない自治体ではありますが、すばらしい自然環境、世界に誇れる景観、温暖な気候、温泉、豊富に産出される農産物といった地域資源があります。

また、札幌圏や、都市機能を持つ伊達市に近く、交通アクセスと医療環境などに比較的恵まれた町でもあり、これらの優位性ととともに、火山と共生し、雪合戦を発案、継承している住民の知恵と力がある町です。

壮瞥町の持つ地域資源と人的資源を最大限活用し、まちづくりに対する一人一人の思いと力を結集し、課題解決に、果敢にチャレンジし、「豊かさを実感し、時代を担う子供たちに、希望ある未来」を準備していくために、まちづくりに誠心誠意、取り組む決意であります。

議会議員の皆様、町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げ、所信表明とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（森 太郎君） これにて所信表明演説を終結いたします。

#### ◎行政報告

○議長（森 太郎君） 日程第5、行政報告を行います。

町長。

○町長（田鍋敏也君） それでは、行政報告を行います。

令和5年第1回定例会以降における町政の主なものについてご報告申し上げます。

最初に、お手元に第1回定例会以降における工事発注一覧表を配付しておりますのでご照覧ください。

次に、要望活動についてご報告申し上げます。3月28日、胆振線代替バス連絡協議会として、北海道総合政策部交通政策局を訪問し、地域公共交通確保維持事業における地域間幹線系統補助金の要件緩和及び車両購入時の一括補助制度の創設について要望を行いました。

行政報告です。初めに、新型コロナウイルス感染症についてご報告申し上げます。

コロナ感染症につきましては、令和5年5月8日から、感染症法の位置づけが2類相当から5類へ変更され、感染対策については、住民の自主的な取組を基本とする対応に転換され、感染者の発生状況についても定点医療機関からの報告により把握した数を毎週金曜日に公表する方法に変更となったところであります。

位置づけが変更となっても、手指消毒や換気など基本的な感染予防対策は有効とされており、医療提供体制、感染時の相談窓口なども含めて、町の広報やホームページ等で引き続き周知啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、ワクチン接種につきましては、令和5年度は、予防接種法上の特例臨時接種として、実施期間を延長して継続されます。

その実施方法については、国の方針では、初回接種を完了した全ての方を対象として、本年9月から12月にかけて、1回接種を行うこととされ、また、重症化リスクの高い方については、5月から8月にかけて、前倒しして、さらに1回摂取することとされており、町としましては、この方針に基づき、適切に実施していく考えであります。

次に、地域経済の状況についてご報告申し上げます。令和4年度の観光入り込み数は116万9,000人で、前年比162%となり、コロナ前の178万4,000人との比較では、約65%であるものの、回復傾向にあるものと認識しております。

町内では、高級リゾートホテル「洞爺湖鶴雅リゾート泷の譚」が壮瞥温泉に4月28日、グランドオープンいたしました。

洞爺湖圏域の新たな誘客の旗頭として、観光振興はもとより、雇用の場の創出と地域経済の振興、及び人口減対策などに、大いに寄与するものと期待しているところであります。

こうした環境を生かし、誘客に努めるとともに、燃油、物価の高騰、電気料金の値上げなど、地域経済に与える影響を少しでも和らげるため、商工会などと連携し、事業継続支援やプレミアム付商品券の発行などの対策を講じ、地域経済を支えていく考えであります。

次に、壮瞥町地域防災計画の改定についてご報告申し上げます。地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、各地方公共団体が地域の防災のために処理すべき業務等を具体的に定めた計画であります。今回は7年ぶりの改定で、防災気象情報や避難情報に関する基準、有珠山火山避難計画や有珠山の噴火警戒レベル、本町の役場機構や指定避難所など、近年、新たに改正、策定された防災に関する情報、対応基準等を反映させております。

また、町では防災計画の改定作業と併せて、有珠山噴火時の具体的な避難行動等を整理した壮瞥町有珠山噴火避難マニュアルも策定しており、今後、これらの計画等の周知、及び計画等に基づいた住民参加型の避難訓練などを実施し、町民の皆様の理解促進、啓発活動に引き続き取り組んでいく所存であります。

次に、本町で発生した不適切な指導事案に係る対応についてご報告申し上げます。

このたび、前副町長による不適切な指導（パワー・ハラスメント）事案が発生したことに伴い、前副町長は本年3月10日付で辞職し、町長、教育長は減給処分としたところであります。

町ではその後、ホームページや広報、新聞折り込みを通じて、町民の皆様には周知したほか、全職員を対象としたアンケート調査を行い、現在、職場の実態や問題点の把握、分析、今後の改善策の取りまとめなどを行っているところであります。

町としましては、再発防止策などの環境改善を図り、町民の皆様からの信頼回復に向け、全力を挙げて取り組んでまいり所存ですので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、そうべつ温泉病院の伊達市への移転についてご報告申し上げます。令和3年2月以降、これまでの間に、医療法人交雄会から、移転場所は伊達紋別駅付近で、規模は、現在の病院と同等の180床、開院は令和6年8月を予定しており、移転後も、壮警町民の入院機能、看護、リハビリの訪問計医療の継続する旨の説明を受けております。

町としましては、病院移転後の外来診療のほか、訪問系医療等、今後の地域医療を確保するため、現在、医療法人とともに、敷地内にある施設（住宅）を活用した町立診療所の開設に向け検討を行っており、関係機関と調整を図り、方向づけしていく考えであります。

最後に、中学生フィンランド国派遣（海外研修）事業についてご報告申し上げます。

この事業は、ケミヤルヴィ市との友好都市調印に基づき、平成7年度から実施しており、平成19年に、現行の方式による派遣は、令和3年度以降中止することとされておりましたが、本町の特色ある教育活動としての評価が高く、継続を求める声があり、派遣方法を見直し、令和13年度まで継続することとしていたところであります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、4年ぶりの開催となる本年度については、派遣対象である中学2年生と中学3年生に加え、昨年度、代替事業も中止となった、高校1年生の希望者6名も含め、生徒32名、引率者4名、合計36名で8月1日から8日間の日程で実施することとしております。

今後につきましては、令和8年度以降、見直しを行うこととしておりますが、財源の確保など、継続して実施していけるよう、環境を整えていく所存ですので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、令和5年第1回定例会以降における町政の主なものについてご報告といたします。

○議長（森 太郎君） これにて行政報告を終結いたします。

#### ◎一般質問

○議長（森 太郎君） 日程第6、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、通告順に順次発言を許します。

5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） 第2回定例会に当たり、以下の質問をいたします。

質問事項を柱として、令和5年度行政執行の中で選挙公約で掲げた事項にどのように取り組むのか。

その質問の中身ですけれども、町長は2期目の町政執行に当たって選挙公約で掲げた事項はどのように取り組むのか。また、重点施策として取り上げている内容の詳細について、以下のとおり質問いたします。

公約の1点目、しごとの創生の中で1点目、壮瞥町の産業としての農業は従事者の高齢化、後継者難等の課題を抱えている中で、高収益作物導入支援についてどのような支援策を想定し、産業の振興を図る考えか。2点目、指定管理見直しを掲げているが、現行の指定管理で欠けている面や改善点をどのように認識し、見直しに取り組む考えか。

公約の2点目、まちの創生で住環境の整備は中学校の建設後の取組が想定されるが、現段階での空き家、店舗も含みますが、空き地の現状と今後想定される活用を現段階でどのように認識しているか。2点目、現段階で考えられるデジタル田園都市構想と推進内容について。3点目、昭和山山観光再生は必須であるが、この再生に向けていつを目途にして取り組む考えか。また、町並み再編についてどのような構想で取組を進める考えか。

公約の3点目、ひとの創生で1点目、小中一貫教育による学力、体力の向上を掲げているが、現段階での壮瞥小中学校の児童生徒の学力と体力をどのように把握しているか。2点目、高校を核として地域創生を掲げているが、地域創生のための目的、内容をどのように捉えているか。

さらに、重点施策として、経済活性化、産業の振興、暮らしを守る、子育て支援の充実を上げているが、その中で1点目、保育サービスとしての保育料、零歳から2歳児ですけれども、副食費の無料化。2点目、小中学校給食費の半額補助。3点目、福祉灯油年100リットルを200リットルにと掲げているが、この3点の実施時期をどのように考えているか、最初に伺いたいと思います。

以上です。

○議長（森 太郎君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 5番、佐藤議員のご質問にご答弁申し上げます。

1点目のしごとの創生のうち、農業の振興についてですが、本町の基幹産業の一つである農業については、規模は大きくないものおいしい低たんぱく米、リンゴをはじめとした果物、アスパラガス、メロン、施設園芸野菜などの多種多様な農産物を生産しております。担い手の減少や高齢化が進む中で、担い手の確保、充実、強化に努

めるとともに、ICT技術の活用に関する研究や廃プラスチック処理、緑肥作物振興に土づくりを加えた持続的農業経営推進事業を創設するなど取り組んできたところでもあります。こうした取組を継続し、スマート農業技術の導入やおいしさの追及、きめ細やかなブランドイメージ創出など、認定農業者や経営体の取組を支援する新たな施策を創設し、持続的で発展性のある農業、農村地域を創生していく考えであります。

次に、指定管理の見直しについては、現在各指定管理者は3年余にわたるコロナ感染症の影響に加え、燃料、光熱費などの高騰への対応を行いながら利用料収入や人材の確保など工夫し、運営されているものと認識しております。

これらの課題に加え、施設の老朽化や利用客の確保に向けた改善など、より適切で効果的な管理運営に向けた検討を行う必要があると認識しております。町としましては、これらの検討に加え、他の自治体での先進例を参考に本町の実情に応じた望ましい管理運営の組織体制について、将来を見据えた検討も行っていく考えでありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、2点目のまちの創生のうち、空き家、店舗、空き地の活用についてですが、これまで空き家バンクや住宅取得及び整理に関する支援策を展開するとともに、昨年度からは地域おこし協力隊を配置し、その活躍により空き家の活用件数が増加するなど、着実に成果が表れております。空き家、空き地は今後も増加するものと認識しておりますが、空き家等を生じさせないための啓発や、物件個々の事情を調査し、所有者等へのきめ細やかな支援などを継続し、活用に向けた取組を充実させていく考えであります。

次に、デジタル田園都市構想の推進については、推進の基本となるマイナンバーカードの交付率は本年4月末現在91.6%、全道1位となっております。こうした成果を踏まえ、まずマイナンバーカード等を活用した窓口手続の簡素化を図るため、有利な財源を活用した書かない窓口を導入し、その後につきましては高齢者の比率が高い本町の実情に応じた施策を検討していく考えであります。

次に、長年の懸案である昭和新山地区の観光再生については、令和3年度から推進体制を整え、経緯や権利関係などの調査に基づき、課題解決の方向性や具体的な進め方について関係者及び関係機関と協議を行ってきたところでもあります。現在町並み再編に向けて危険家屋化している空き店舗などの課題解決に向け取り組むとともに、地域の再生に向けた在り方とその財源の確保を含め検討を進めているところであります。現段階では具体的なスケジュールは申し上げられませんが、環境が整えばご協議をさせていただくこととなりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、3点目のひとの創生のうち、小中一貫教育による学力、体力の向上についてですが、教育委員会ではこれまでも地域総がかりで未来社会を担う子供たちを育成するため、コミュニティースクールの導入や小中一貫教育を推進するなど、地域の特色を生かした教育を実践しているところであります。これまで全国学力・学習状況調査

などの結果を基に子供たちの状況を的確に把握し、育成に取り組んでいるところですが、小中一貫教育と少人数であることを最大限生かし、きめ細やかな指導により教育の町壮瞥の実現に向け、取り組んでいく考えであります。

次に、高校を核とした地域創生については、壮瞥高校は胆振管内唯一の町立の農業高校として実習や各種活動など特色ある教育実践により職業感、勤労感を養い、地域社会に貢献する人材を輩出しているところであります。これまでの実績を基盤として、本町の地域産業の持続、発展に必要とされる担い手を育成する拠点として、教育課程の見直しや関係機関と連携した取組を強化するなど、高校を核とした地域再生に取り組む所存であります。

次に、4点目の重点施策として掲げているうち子育て支援の充実についてですが、町ではこれまで令和2年に制定した壮瞥町子ども・子育て支援条例や計画に基づき子育て世代を応援する独自の施策を創設、推進してきたところであります。

こうした実績と評価を踏まえ、さらなる子育て支援の充実を図るため、ゼロ歳児から2歳児の保育料の無償化と副食費の無償化、並びに小中学校の給食費の負担軽減を掲げたところであります。この実施については、国の交付金を活用し、取り組める事業は本年度から実施することとしており、その後につきましては国の動向を見据えながら、町の財政状況を勘案し、実施していく考えであります。

また、福祉灯油につきましては令和元年度以降対象範囲の拡大、物価や燃料費の状況を勘案し、実質の支給額の拡大等を実施してきたところであります。近年灯油など燃料価格は高止まりの傾向がある中で、高齢者世帯を中心に厳しい冬を過ごしていることから、少しでも冬期間安心して暮らしていただけるよう本年度から公約どおり支給基準の見直しを行う考えでありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、ご答弁といたします。

○議長（森 太郎君） 5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） 通告していました質問事項についてご答弁をいただきましたので、再質問を続けさせていただきます。

今回のこの質問をする経緯について、やはり理解してもらうことが必要でないかと思っておりますので、最初に申し上げたいと思っております。令和5年第1回定例会で令和5年度の予算編成の基本的な考え方を示し、5年度の町政執行については統一選挙後の議会で示しますとし、さらに5月10日開催の第3回臨時議会においても議案第24号、25号の監査委員の選任に係る提案説明に先立ち、これからの町政運営に当たる考え方は6月開催の定例会で所信表明として申し上げますとし、壮瞥町の持つ優位性、地域資源、人的資源を最大限に活用し、安定的な財政運営の下、産業の振興、火山との共生、子育て支援、老後も安心をキーワードに豊かさを実感し、希望ある壮瞥町の未来をつくり上げたいと述べられておりました。

これに先立ち、町長は2期目の町長選に臨み、4月18日の選挙告示後の19日の新

間折り込みで壮瞥の希望あふれる未来を実現の表題で2期目に臨む基本姿勢と重点施策として経済活性化、産業の振興、暮らしを守る、子育て支援の充実の取組内容について言及し、チラシの裏面では1期目の公約としての取組、成果について記載されておりました。その成果を踏まえ、継続、さらなる挑戦として2期目の公約を掲げておりました。2期目の所信表明の内容は、この一般質問の提出締切りが22日でしたが、それまでに示されておりませんでしたので、この機会に2期目として公約として掲げた事項がどのように取り組まれるか不明でしたので、確認のために今回の一般質問として取り上げさせていただきました。そのような経緯です。

本日この一般質問に先立ち、先ほど所信表明があり、2期目の町政執行が示され、その基本的な考えは承知しました。しかし、町長が示された諸政策が限られた4年間でどのようなプロセス、手順で、さらに5年度に取り組む事項について理解することができませんでした。持ち時間の関係で通告していました全項目についての再質問はできないことを最初にお断りして、以下質問を続けたいと思います。

そこで、先ほどデジタル田園都市構想、これに取り組みますよというお話でした。マイナンバーカード、この交付率は担当職員の皆さんのご努力によって全国的にも高い交付率と評価しております。職員の皆さんのご努力に感謝申し上げたいと思います。

6月2日にマイナンバー法、正式法律名、行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律、長たらしいので、マイナンバー法と簡略化しているのですけれども、国はこの法律改正によりデジタル行政を積極的に取り組もうとしています。この法律の改正後、成立後、新聞報道をはじめとしてマイナンバーカードの活用でいろいろなトラブルが発生していることが連日報道される中、私は不安を感じる一人です。第2期目の行政執行方針の中で、また後日審議される補正予算の中で町の取組のための補正予算が計上されています。このため、デジタル田園都市構想の中の一つとして取り組む窓口手続の簡素化について、以下質問いたします。

平常時、町役場で1日平均の諸証明の申請に伴う発行件数どのくらいあるのかな。証明によりそれぞれ発行に要する所要時間は異なると思いますけれども、その窓口で申請されたものを発行するのに1件当たりどの程度の時間を要しているのかな。このシステムによる現段階で想定される窓口の手続の簡素化に伴って、諸証明の種類はどの程度を想定しているのだろうか。このシステム導入に必要な初期投資はいかほどか。システム管理のために想定される年間の維持管理、ただではないと思いますので、どの程度かかるのかな。それから、また新しいこのシステムを導入することによって職員の増があるのかな、そんなことも心配しております。また、この運営管理に必要な財源措置、これはどのようになっているのかな。

最初に、このデジタル田園都市構想について伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

まず、平常時の役場の1日平均の諸証明の発行件数ということだったのですけれども、住民福祉課窓口で発行する証明書類は令和4年度1年間で全体で2,879件ありました。それは開庁日で1日平均しますと11.8件、約12件ということになります。

それと、あとこの証明に係る所要時間ということなのですけれども、証明によって異なりますけれども、おおむね事務方いらっしゃってから発行まで大体四、五分程度かなというふうに思っております。

それと、あとこのシステム導入による現段階で想定される窓口手続ということで、諸証明の種類ということなのですけれども、証明の種類としましては住民票関係、住民票の謄本ですとか抄本、そのほかに印鑑の登録ですとか印鑑の証明、あとは戸籍関係、戸籍の謄本ですとか抄本ですとか除籍ですとか、そういったものを想定しております。証明書類はこのような形なのですけれども、証明以外にこの簡素化に係るものとして、例えば国民健康保険の加入ですとか喪失の手続ですとか、介護保険の同じように資格の取得ですとか喪失、敬老福祉証の手続ですとか、保育所の申込み、子育て支援、子育てお祝金の申請ですとか、福祉医療、重度医療費ですとか子供医療費の申請、あと受給者証の手続など、こういった手続で大体4,000件程度というふうに、市町村で数えたわけではないのですけれども、大体で4,000程度あるのかなというふうに認識しております。

次に、システム導入に必要な初期経費なのですけれども、こちらは書かない窓口を構築するためのシステムの導入費用、運用費用、あとは保守料、備品購入費などで、令和5年度1,500万ほどを見込んでおります。

それと、システム管理に係る年間維持管理費なのですけれども、あくまでも今現在、現段階ではおおむね300万円程度と見込んでおりますが、この先国のデジタル庁の説明会も予定されておまして、これが提言される可能性もありますので、こちらは引き続き情報を集めたいというふうに考えております。

また、このシステム管理運営のために職員増を考えているのかということであったのですけれども、職員の増ということは今のところは考えてはいないということでもあります。

それと、運営管理に必要な財源措置なのですけれども、今年度におきましては導入費用をはじめ運用や保守、備品購入費などに係る経費について国の交付金が2分の1交付されまして、残りの地方負担分につきましては地方交付税の増額交付ということで対応されるということでもあります。次年度以降につきましては、今後国の動きを注視していきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長(森 太郎君) これより休憩といたします。再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○議長（森 太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） 先ほどの答弁で町の実態だとか、必要経費だとか、これからどうなるのかということも、証明等の発行も4,000程度というような数的な答えがありました。このことについての理解を基に、以下このことについて質問を続けます。

利用頻度がやはり増大してくると、本当にあってはならないことですが、カードの紛失が想定されます。もし紛失した場合のこのカードの再発行、これがされると思うのですけれども、これ再発行していただいたときの経費、どの程度の経費が想定されているのか。また、今あるカードはずっと永久でなくて、多分途中で更新があるのでないかと思うのですけれども、この更新は何年ごとで、現在持っているカードは令和何年度に更新になるのか、もしもお分かりになれば伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

まず、カードを紛失したときということなのですが、もしカードを紛失されましたら再発行をしていただくのですけれども、これ1,000円かかります。大変申し訳ないのですが、再発行には1,000円手数料がかかることとなります。

それと、あと更新時期なのですが、正確に言いますと10回目の誕生日ということになりますので、具体的には9年と何か月ということになるのでしょうか。その後、要するに10回目、10回目というふうに10回目の誕生日ごとにカード更新ということになります。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） 分かりました。そこで、町はこのマイナンバーカードを取得するときにいろいろとご苦労されていたのですけれども、そのとき町では2,000円の商品券、そして国は2万円のマイナポイントというのですか、それを付与がありますよとやはり町が出したチラシにも大きく書かれておりました。そして、その申込み期限いろいろ調べてみると、今年の9月末までなのです。そして、そのカードを受け取った人は申請しなければならない。それはスマートフォンから、パソコンから、手続きスポット、これは販売店だとか、いろんなところにあるのですけれども、デジタル庁だとか総務省、厚生労働省の3者でPRしております。それを見せていただいたのですけれども、果たしてこのスマートフォンから、パソコンから、手続きスポットからということでもどンドン、どンドン進んでいる高齢化社会の中で果たして住民の皆さんが対応できるのかなと、そんなことは心配になります。

そこで、多分このポイントを取得している人多いと思いますけれども、町としてこのポイントを取得しているパーセントなんていうことは承知しているのですか。もし

も承知していれば、伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

今のマイナポイントの申請の関係で申請されている方はどの程度かというご質問だったのですけれども、このポイントを受け取るための支援というのを行っておりました、役場で行っているのですけれども、そういった支援をされている方大体 650 か 700 人ぐらい支援されて、そういう方は分かるのですけれども、そのほかの方々、これって自分でも行えまして、スマートフォンですとかパソコンでも行えますので、自分で行うことができますので、全体でどのぐらいかというのは残念ながら分からないような状況です。ただ、役場として支援された方、分からないのだということで窓口来た方には支援をしておりました、そういう方々は大体 650、700 人弱だったと思うのですけれども、の方を支援しております。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 5 番、佐藤恣君。

○5 番（佐藤 恣君） やはり壮瞥町の交付率は、本年の 4 月末で 91.6%という数字がインターネットで調べると出てまいりました。2,300 人のうちの 91%ですので、その中の役場に来て相談された方、これは 650 か 700 人程度と言うのですけれども、まだ私は忘れてる人がいるのでないかな、そんな気がしますので、できれば町の広報などでやっていると思いますけれども、再度忘れていませんかというような周知をぜひ図っていただきたいな、そんな希望を持っております。

ぜひ取り組んでいただきたいなという考えですけれども、このことについて伺います。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

住民の方々への周知なのですけれども、議員おっしゃるとおりまだ忘れてる方もいらっしゃるかもしれません。それで、最近では 5 月号の広報にもそういったことは案内しておりますし、この期限が 9 月末までということになっておりますので、まだ期限があるので、何回かその広報等で住民周知を図って、一人でも多くの方にそのポイント取得ですか、をしていただければなというふうに考えております。

以上です。

○議長（森 太郎君） 5 番、佐藤恣君。

○5 番（佐藤 恣君） PR といいますか、広報活動でせっかくいただけるものをもらわないということは残念なことです、ぜひ広報活動をしていただきたいという希望です。

次に移ります。昭和新山地区観光再生ですけれども、このことについては私は常にただしております。専任の職員を配置して取り組んでいるにもかかわらず、課題解決

がなかなか進んでいないなという印象を私は持っております。進んでいない要因としては、利害関係があるからという答弁をいつもいただいているのですけれども、私はその利害関係があるからということは尊重します。理解できますので、具体的に観光再生のために解決しなければならないものが例えば10個あったとしたら、現在どの程度の課題未解決事項があるのか、具体的な内容でなくて件数でお答え願いたいなと思いますけれども。

○議長（森 太郎君） 答弁、企画財政課参事。

○企画財政課参事（市田喜芳君） ご答弁申し上げます。

今の何%ぐらい、何件が未解決かということについてですが、現時点においては、まずはビジョン策定に向け優先的に空き店舗に関する課題、財源に関する課題に対しまして検討を進めているところです。特に空き店舗に関する課題につきましては、先に民と民との間で権利関係の考え方などを整理していく必要がありますので、状況次第では時間がかかることも十分想定されます。そのため進捗状況を件数、割合、数字で表すことについては相当難しいと考えます。

以上です。

○議長（森 太郎君） 5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） 難しいことを取り組んで、そして専任の職員を配置して今年は3年目になるのです。やはり私はいつをめぐりにして、難しい課題解決のためのは分かれます。けれども、いつ頃をめぐりにしているのかということをややはり私は町民の一人として知りたいなという気するのですけれども、いろいろな権利関係だとかで難しいということであれば、今回はこれ以上聞きませんけれども、昭和新山地区の町並み再編に向けて危険家屋や空き店舗などの課題解決に取り組んでいるところだという答弁をいただきました。

そこで、これも私はこの昭和新山地区を訪れる機会が結構あるものですから、おおよそ検討はつきますけれども、現在町が把握している昭和新山地区の危険家屋、空き店舗の状況、これは何々店の跡が空いていますよ、そんなことでなくて危険家屋は何軒ある、また空き店舗は何軒あるというようなことをやはりここでお聞きしたいな。町が捉えている数、これをもしも承知していれば伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 企画財政課参事。

○企画財政課参事（市田喜芳君） 空き店舗の軒数についてですけれども、営業を行っていない店舗につきましては、地区内に4店舗あると考えています。そのうち危険家屋か空き店舗かという内訳につきましては、店舗の関係者の考え方ですとか建物の状況についてですとか、そういうことがありますので、現時点で町だけで断定することは難しいと考えています。

以上です。

○議長（森 太郎君） 5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） 町だけで判断が難しいということは、やはり私は関係者と十分話し合いがされて初めてそこで明快な答えが出るのではないかと思いますけれども、見ているとちょっと私も言葉選んでしゃべらなければならないので、難しいのですけれども、何かじれったいような気持ちでいっぱいです。

そこで、私は昭和47年4月から今日まで昭和新山地区の移り変わりを見てきました。また、10年以上その地区で観光ガイドとしても従事してきました。昭和52年、有珠山噴火まではどの土産店も春先から11月末頃までパートを雇用し、にぎわいのある商店といますか、店の経営だとか、観光地であり、特に8月に開催される昭和新山火まつりは北海道の中でも多くの観光客の集客でにぎわった一大イベントでした。これもなくなり、その後土産店も歯が抜けたように少なくなり、先ほど答弁にありましたように空き店舗も増えてきた。本当に寂しい観光地だなというのが現状だと私は判断しております。壮瞥町は観光の町ですと町民憲章にもうたっております。多くの観光客を迎えています。空き店舗の経年化による壊れたシャッターや、入り口に張ってあるブルーシートが破れ風になびいている。このような現状は到底私は観光地として、壮瞥の観光地の顔としていかなものかなと。やはりこういうものは一日も早く課題を解決して取り組まなければならないのではないかと常日頃考えているものですから、こんな発言、質問につながるのですけれども、私はより関係者の理解と協力、そして町も今も積極的にやっていると思うのですけれども、より積極的に関わりを持って壮瞥の観光振興、さらには昭和新山地区の観光振興について全力を尽くしていただきたいな、そんな考えの下にこのような発言をさせていただいたのですけれども、この取組をぜひ一日も早く実現するように努力していただきたいという希望ですけれども、このことについてのお考えがあれば伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、企画財政課参事。

○企画財政課参事（市田喜芳君） ご答弁申し上げます。

特に空き店舗の件につきましては、議員おっしゃるとおり関係者の皆様方のほうからも空き店舗を何とかしてほしいという気持ちはとても強いということは承知しております。町としましても引き続き関係者の皆様方と連携しながら、事態改善に向けしっかりと取り組んでいきたいと、そのように考えています。

現段階では具体的なスケジュールにつきましてはなかなか申し上げるのは難しいのですけれども、環境が整えばご協議させていただきたいと、そのように考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（森 太郎君） 5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） このことについては、やはり積極的な取組を期待し、注目していきたいと思います。

そこで、次に教育問題について伺いたいと思います。小中一貫教育による学力、体

力の向上ですけれども、少子化による児童生徒が減少する中で少人数であることを最大限に生かし、きめ細かな指導による学力の向上、体力の向上に努力されていると私は認識しております。教育委員会は、ホームページで平成 27 年度から令和 4 年度までの全国学力・学習状況調査結果を毎年調査学年の学力を全道だとか全国と比較して 40 ページ以上にわたってホームページで公表しております。この公表された報告は、町民の皆さんがどの程度見ているのかな。ただ載せればいだけでなくて、これを見て理解して、そして問題点などあればそれに向けて努力していくような町民の風土というものを私はつくっていかねばならないのではないかなと思いますけれども、この機会に壮瞥町の児童生徒の学力が全国、全道と比較してどのような位置にあるのかな、それをもしご説明願えるのであれば要点でよろしいですので、伺いたいなと思いますけれども、よろしく願いいたします。

○議長（森 太郎君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

本町では、議員ご指摘のとおり平成 27 年度から調査結果をホームページに掲載しております。これにつきましては、北海道教育委員会におきましても各自治体の全国学力・学習状況調査結果を公表していることから、本町も公表することにしておりません。

調査についてですが、調査対象は小学校 6 年生と中学校 3 年生です。令和 4 年度の対象教科は小学校の国語、算数、理科、中学校の国語、数学、理科で各教科の平均正答率を壮瞥町と北海道、全国とで比較をしております。

令和 4 年度の調査結果ですが、小学校国語の平均正答率は壮瞥町ですけれども、74.4%で全国より 8.8 ポイント、北海道より 10 ポイント上回っております。算数の平均正答率は 72.4%で、全国より 9.2 ポイント、北海道より 11.3 ポイント上回っております。理科の平均正答率は 75.5%で、全国より 12.2 ポイント、北海道より 12.6 ポイント上回っており、全教科において全国、北海道を上回っております。

中学校の国語の平均正答率は 66.7%で、全国より 2.3 ポイント、北海道より 1.9 ポイント下回っております。数学の平均正答率は 51.4%で、全国とは同ポイントです。北海道より 2.5 ポイント上回っております。理科の平均正答率は 50.8%、全国より 1.5 ポイント、北海道より 1.8 ポイント上回る結果となっております。

詳細につきましては、ホームページにて傾向と課題等を分析しておりますので、ご照覧いただきますようお願い申し上げます。

また、本調査では教科に関する調査に加えて生活習慣ですとか、学校環境に関する調査も実施し、各学校におきましてはこの調査結果から見られる傾向と課題を分析し、学力の向上ですとか生活習慣の改善につながる取組を行っております。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 5 番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） 今の説明を受けますと小学校は全道、全国よりも上回っているけれども、中学校では若干下回っている、そういうことですのでけれども、調査したところの分析をそのままホームページに載せて40ページにもわたるものを読んでくださいと言っても、私はやはり無理があるのでないかな。教職などに就いている専門家が見れば理解はできると思うのですけれども、もう少し私は父母の皆さんが読んで分かるような形の公表が必要でないのかな。私も読ませていただいておりますけれども、理解するのが、もうグラフがばあっと出てきたり、そういう面でなかなか理解しづらいのです。ですから、何も発表されているもの全部載せるのではなくて、要点をきちっとまとめてホームページなどに載せることによって、またこういう結果をホームページに載せてありますということのPRも私は必要でないかな、そんなことを考えるのですけれども、このことについてのお考えを伺いたしたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

ただいま40ページにわたる資料を公表して、なかなか読みづらいのではないかとということもありました。ご指摘いただきました教育委員会といたしましては、壮警町独自で作っている調査結果でございますので、これを基本に現段階では変更するということは考えておりませんが、議員ご指摘のとおり要点をまとめたものですか、それらにつきましては工夫、改善してよりよいものにしていくために今後検討していきたいというふうに思っております。

また、PR、こういうこと載っているよ、壮警町の児童生徒の学力、あるいは生活習慣はこのようになっているよというような広報も今後検討していきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（森 太郎君） 5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） ホームページに載せたからそれでいいのだけではなくて、何人このホームページを開いて見ているかということを私は数的には承知しておりませんが、やはり町民の皆さん、特に父母の皆さんが周知というか、承知できるような形でぜひ続けていただきたいなという気がしてなりません。ぜひ改善しながら進めたいなという気がしてなりません。

そこで、次に壮警高等学校のことについて伺いたしたいと思います。壮警高等学校は、皆さんご承知のように昭和23年に地域の農業を支える人材育成のためという大きな目標を持って創立以来、75年か76年経過していると思うのですけれども、その間たしか平成26年からは地域農業科という学科変換をしながら、私は一生懸命努力されているのではないかなという評価しております。

5月30日に校内発表大会がありました。この4月に入学した1年生を含めて9名の生徒の皆さんが日頃の活動をまとめ、また活動を通して学校生活を充実して取り組みたいと堂々と発表している姿に感動を覚えた場面もありました。町内からの生徒志

願がどの程度か承知しませんが、答弁にありましたけれども、本町の地域産業の持続的発展に必要とされる担い手育成をする観点からも、観点を目指していきたいという答弁をいただきましたけれども、本当この目標に向かって大変難しいものがあるのではないかな、そんな気がしてなりません。

また、校舎一つ見ても建設以来経年化による傷みも進んでおりますし、今後も高校を存続していくのであれば、校舎のことについても考える時期がもう来ているのではないかなという気がしてなりません。さらに、地域農業科としていろんな加工に取り組んでおりますけれども、加工施設一つ取ってみても私は過去に視察したある町立農業高等学校の施設と比較した場合本当に寂しいな、そんな気がしてなりません。やはり私は施設の充実を図ることが必要ですし、そのことによって子供たちが自信を持って学び、実践する生徒の育成にぜひ努力してほしいなと、そんな気がしてなりません。

どうぞ高校を活用して、地域の核として結構なことです。ぜひ実現するように努力していただきたいなと考えますけれども、このことについての施設の充実だとか、そこも含めてもしも答弁をいただければいただきたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） 先ほどの全国学調の関係で保護者の皆様に周知をということありましたが、各学校においてこの結果をまとめて保護者には小学校も中学校も周知しております。中身につきましては、平均正答率ですとか、そういったものがありまして、それからその傾向と対策を載せて学力向上につなげる学校としては努力をしているということでございますので、答弁を追加させていただきたいと思いません。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時45分

再開 午前11時45分

○議長（森 太郎君） 会議を開きます。

答弁、教育長。

○教育長（谷坂常年君） それでは、壮警高校のほうにつきましては私のほうからご答弁申し上げます。

何点かございましたので、1つずつご説明させていただきます。まず、壮警高校への町内からの入学者についてですけれども、令和5年度1名、令和4年度1名、令和3年度が2名となっております。また、今年度は近隣の市から受験し、合格後に保護者と移住して町内に在住している入学者も1名おります。

地域産業の担い手に係る卒業後の進路についてでございますけれども、令和5年3月の卒業生、今年の3月の卒業生につきましては、町内のホテルに1名、観光業に1

名、農業関係ではとうや湖農業協同組合に1名、伊達市にある保護者の農園の後継者として1名就職しております。昨年、令和4年3月の卒業生におきましては、町内の農業法人に1名、観光業に1名、郵便局に1名、病院の介護職に1名となっております。このように数は多くありませんけれども、町内や近隣市町の農業や観光、他の業種の事業所に就職して活躍しております。

また、高校で学んだことをさらに深く学ぶために進学する生徒もおり、卒業後は町内や西胆振の各市町で就職し、活躍することを期待しているところでございます。実際のところ壮警高校から酪農学園大学に進学しまして、教員免許を取得して本年4月、壮警高校の時間講師として着任、さらに壮警高校から北海道農業専門学校に進学をしまして、卒業後に壮警高校の会計年度職員ではありますがけれども、実習助手として着任して、母校のために尽力していただいているところであります。

今後も高校の教育内容をより充実したものとし、壮警高校の魅力を地域の中학생や保護者に発信をして、町内はもとより近隣の市町からも出願者を確保するとともに教育課程の見直しや関係機関と連携した取組を推進するなど、壮警高校が地域産業の担い手を育成する拠点となるよう取り組む所存でありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、壮警高校の校舎の件でございますけれども、現在壮警中学校の建て替え事業と、その後に公営住宅等の建設事業を予定しております、ここ数年で大規模な投資事業があることから、町長部局とも協議しながら今後検討していきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（森 太郎君） 5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） 卒業生がこの地域、壮警だけでなく西胆振に戻られて活躍しているということですね。分かりました。ぜひ子供たちが、自信を持って社会に羽ばたける生徒の育成に今後も努力していただきたいと思います。

そこで、最後になりますけれども、重点施策について確認をさせていただきます。重点事項として掲げておりました小中学校の給食費の経費負担については、後日審議される議案第54号、令和5年度一般会計補正予算の中で新型コロナウイルス教育対策費で学校給食費保護者負担軽減補助金が計上されていますので、公約に掲げた重点施策の一つが実現するものと私は期待しております。

次に、福祉灯油の給付増量については、所信表明の中で最終的には200リットルまで拡充することと述べておりますが、限られた町の財政、財源を考えると目標に向けて段階的に私は取り組むことが必要でないかなと考える一人です。この給付基準は住民税の非課税世帯が基本で、その他の条件を満たした方が対象ですが、経済的に恵まれず、生活保護を受けている方が町内にはいらっしゃると思います。その方もやはり冬期間燃料費が給付されておりますけれども、どの程度この給付されているかということをお私には詳細には承知することはできませんでしたが、令和4年度も

当初予算に対して値上げ分1リッター幾らということで増額して給付しておりました。生活保護を受けている方は、途中灯油代が値上がりした分がどのように処理されているのかということ承知していないものですから、もしも生活保護を受けている方が値上がり分が何ら対応されていなければ、私は町でその値上がり分ぐらいは面倒を見てあげることが行き届いた福祉でないかなということを考えるのですけれども、このことはやはり事務担当者のほうで生活保護者の灯油はどのようにして、燃料費はどのようにして配分されているかということ十分に調査などして、もしも値上がり分が対応されていないのであれば、町で面倒を見てあげるような優しい心遣いは必要でないかなと私は考えているのですけれども、ぜひそのような方々にも目を向けてあげていただきたいなということです。このことについて、もしも生活保護を受けている方の燃料費がどうなっているのかということ承知していれば、伺いたいと思いますけれども。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

議員おっしゃることは、よく分かりました。生活保護の方で灯油の値上げについてどうなっているかまでは、大変申し訳ないですけれども、承知してはおりませんでしたので、事務方と確認しまして後ほどご報告したいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（森 太郎君） 5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） 調べて、その結果によっては対応をぜひお願いしたいなという気がしてなりません。多分今年度から実施ということですので、9月の第3回定例会にはこれがはっきり出てくるのではないかと思いますので、ぜひそれまでに町の考えなどをまとめておいていただきたいなということです。

そこで、もう時間がないと思いますし、一人で時間ばかり取っても申し訳ありませんので、ぜひ町長が2期目に掲げた施策、これをプロセスをきちっと考えて、壮瞥に住んでよかったな、そういう実感できる、私は町政を今後も続けていただきたいなという希望を持って一般質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（森 太郎君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 質問の総括的な答弁をさせていただきたいと思っておりますが、先ほど4年間を見通した町政の執行に当たりまして、冒頭所信を申し述べさせていただきました。冒頭の一般質問でもありましたとおり、1期目の4年間は私もあつという間に過ぎた4年間だったなと率直に感じておりまして、安定的な財政運営の下で計画的に施策を推進していくことが大事なのだろうと改めて認識をしているところであります。いただいた意見、質問については真摯に検討をしてみたいと思つ

ておりますけれども、優先度ですとか様々な課題があることも、優先度を持って進め  
ていかなければならないこともご理解をいただければと思っております。

所信表明で申し上げましたとおり、壮瞥町が持つ地域資源と人的資源を最大限活用  
し、まちづくりに対する一人一人の思い、そして力を結集して、豊かさを実感して、  
希望あふれる未来を皆さんと共につくってまいりたいと思っておりますので、ご理解、  
ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、ご答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（森 太郎君） ただいまより昼食休憩といたします。再開は午後1時といた  
します。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（森 太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番、毛利爾君。

○4番（毛利 爾君） 私からは、小学校の学校評価結果についてお伺いいたします。

後期に配られました保護者アンケートの結果において、全体的に評価が下がってい  
るようですが、その原因はどのようなことが考えられると思われるのか。また、その  
ことに対して教育委員会としてどのような対応を取られたのかお伺いします。

さらに、学校と保護者の意思疎通はどのような形で行われているのかもお知らせ願  
います。

○議長（森 太郎君） 答弁、教育長。

○教育長（谷坂常年君） 4番、毛利議員のご質問にご答弁申し上げます。

本町の各学校では、学校評価を行うための一つの指標として、教職員、保護者、児  
童から前期と後期の年間2回のアンケート調査を実施し、学校運営に係るご意見を  
いただいているところであります。ご質問の保護者アンケートの評価が下がっている原  
因につきましては、前期の調査は保護者の皆様が学校行事や学校の様子を十分に把握  
できていない時期の調査であること、後期の調査は学校の様子や課題などを把握され、  
より適切に評価していただいた結果であると考えております。教育委員会といたしま  
しては、学校からの報告、相談につきましては、その都度指導、助言し、学校は真摯に  
課題解決に向けて取り組んでいることと認識しております。

次に、学校と保護者の意思疎通についてですが、授業参観日や懇談会、家庭訪問等  
を通して学校と保護者の良好な関係を築いているとともに、個別の相談等につきま  
してはきめ細かく丁寧に組織的な対応に心がけているところでございます。今後も各学  
校が地域に開かれ、より信頼される学校づくりを推進することができるよう、教育  
委員会としても支援してまいり所存でありますので、ご理解をいただきますようよ  
ろしくお願い申し上げます。

○議長（森 太郎君） 4番、毛利爾君。

○4番（毛利 爾君） 今答弁いただいたのですが、まず私がちょっと気になったのは前期の調査がいつ頃行われたのかということは、なぜ保護者が学校行事や学校の様子を十分に把握できていないときに行っているか、それはなぜなのかお聞きしたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

アンケート調査の時期につきましてですが、前期が7月、後期が12月の2回に分けて調査を実施しております。なぜ保護者が学校の様子ですとか、課題が分からない時期にということですが、その前期と後期の評価の差から課題を把握して、そちらを分析して学校組織で課題解決に取り組んでいく、それを次年度に反映してよりよい学校運営のために取り組んでいっているという現状がありますということでご答弁申し上げます。

○議長（森 太郎君） 4番、毛利爾君。

○4番（毛利 爾君） それで、前期後期でその両方意見を伺って評価をするのですが、それでしたら把握できていない時期、特に小学校1年生の兄や姉がいない保護者は必ずそれに当たると思うのですが、それでしたらもう少し後で行うかというよりも、学年末、3学期でも1年間を通した中で評価をいただくとか、もう少し実態に沿ったような意見を集めることが必要なのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（森 太郎君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

十分把握した時期にということ、あるいは3学期にまとめてということですが、学校といたしましては先ほど教育長から答弁あったとおり保護者と児童生徒、それから学校職員からもアンケートを取っております。その中で児童生徒も学校に通ううちにどんなふうに学校生活を行っていくか、あるいは学校の先生たちも教員も自分が出した最初の評価と半年ぐらい過ぎて、そのときの学校の評価、それを比べて、それで課題を捉えていくというような仕組みでアンケートを実施しておりますので、どうしても2回実施ということで、それらを整理して学校評価書というのを作りまして、1年間の学校の評価を学校運営協議会の学校評価委員と、それから第三者評価してもらって第三者評価委員に最後まとめていただいて学校評価書を作成して次年度に生かしているということですので、ご理解いただきますようよろしくお願いします。

○議長（森 太郎君） 4番、毛利爾君。

○4番（毛利 爾君） その点は了解いたしました。

それでは、次なのですが、この答弁にもありました教育委員会としては学校からの

報告、相談、これについてはその都度指導、助言し、学校は真摯に問題解決に向けて取り組んでいるとの認識ですが、私がちょっと聞いたところでは去年の何年かは別にしている学年で2学期頃から担任の先生が早退とか休みがちょっと増えてきたと。そして、そのときに児童たちの中にも休みがちの子が出てきた。それほど継続して出ないですから、不登校とまで言えないのですが、そういうことが出てきたということなのですが、このことは教育委員会としては承知していたのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（森 太郎君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

今の件ですけれども、当然学校からは報告を受けております。それで、教育委員会として適切に学校に指導、助言を与えて、それを、指導、助言を受けて学校がその案件に対しては対処しているということでございます。

○議長（森 太郎君） 4番、毛利爾君。

○4番（毛利 爾君） そのことなのですけれども、対処しているという今ご答弁だったのですが、父兄の方にちょっとって、そんな半数ほどの人数は聞いていません。何人か聞いたのですが、そのときその学級においてどうももめごとが起きたときに担任が一方の児童の話だけを聞いたと。多分こういうもめごとがあった場合には、双方の話をじっくり聞かなければ本当はいけないのですけれども、何か一方的な話を聞いて、そしてその言われている児童のほうがいけないのではないかなんてというような、ちょっと先入観も持てられたのではないかという話がありました。そういうことが実際にあったのかどうなのかというのは、教頭なり校長なり通してその担任の対応の仕方とか、そういうこともお聞きになっていますでしょうか。

○議長（森 太郎君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

そういったトラブルにつきましては、当然こちらのほうにも報告をいただいておりますし、一方だけの話を聞いたということは後ほどその担任に加えて管理職も入って双方から話を伺って、それでそういうような丁寧な対応を取っているところであります。そういった先入観といいますか、双方の話を聞かないというようなことはなく、きちんと学校としては両方からの話を聞いて適切に対応しているということでございます。

○議長（森 太郎君） 4番、毛利爾君。

○4番（毛利 爾君） そうですか。実際に私が聞いているのとはちょっと違いがありまして、私もその担任から話を聞いていないので、そのところは分かりませんが、対応を求めたときに相談しますと、教頭とか校長にお話をしますと言った翌日には何か休まれたそうでできなかったそうで、直接話をするとまたそこで話合いが持たれたと。持たれたときには、まだその当該の児童みんなには聞いていないということをお

伺いました。だから、一番最初のときに担任がどうして一方的な話だけを聞いて行ったのか。多分教育委員会としては、いじめなんかの問題もありますけれども、そういう対応はするようには指導していないはずです。その場合は、必ず双方の話を聞くように指導はしていると思います。だけれども、どうも聞いてみると上のほうというか、それがこうしましたと言いましたけれども、保護者とは何かちゃんとしていなかったような、児童ともしていなかったように伺っておりますが、そこら辺のところを追及しても教育委員会はちょっと大変だと思います。

それで、いじめとか、このもめごととかに関しては以前に私もいじめの問題で質問しましたけれども、ほんのちょっとしたからかうというようなことだとか、何かもめごとでも前の時点からもう対処するようになってきているのです。してこられているはずなのです。でも、これが理解されていないという教員がいるということが問題で、このところら辺の改善というのは、今後どのような形で行おうと思われているか。ということは、この問題は聞いているはずですから、今後の対応は考えられていると思いますので、そここのところちょっとお聞きしたいのですが。

○議長（森 太郎君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

いじめの関係について今後の対応はということだと思いますが、いじめにつきましてはどの子供にも、どこの学校にも起こり得るものと認識の下、対応に当たりましてはその学級担当者、学級担任等だけでなく、管理職も入って複数人で対応するなど学校全体で取組をしております。

議員ご指摘の件に関しましては、このコロナ禍もありましたけれども、保護者とのコミュニケーションが十分取れていない部分があったこと、それから学校の方針ですとか取組について保護者への周知が十分できなかったのかな、そういうことがありまして、そういったことを学校はこの反省を生かしながら丁寧に対応を取っているところでございます。

今後は学校だよりですとか学級通信などを活用して積極的に発信していくと同時に、児童生徒や保護者と十分に情報交換、意思疎通を図りながら、誤解や意見の食い違いがないようにより一層きめ細やかな対応を心がけるとともに、日頃から気軽に相談できたり、SOSを出したりできるような環境づくりが重要だと考えております。

教育委員会といたしましては、今後も子供たちが元気に登校できるように学校と連携、協力しながら取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（森 太郎君） 4番、毛利爾君。

○4番（毛利 爾君） 対応をよろしくお願いします。

ということは、この当該児童だけでなく学級で数人の子供たちから笑顔がなくなってきたと言うのです。やっぱりそういう事態を招いてはいけないのです、クラス全

体の流れで、やっぱりそのためには一つの対策として学校全体、これは小学校だけの問題ではないのです。保育所であろうが、小学校、中学校、高校であろうが言われているものが今あるのですけれども、教室マルチリートメントって御存じでしょうか。これ、まず最初に御存じかどうかだけちょっと確かめたいです。お願いします。

○議長（森 太郎君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

学級マルチリートメント、私勉強不足で存じ上げておりません。

○議長（森 太郎君） 4番、毛利爾君。

○4番（毛利 爾君） これ分かんなくてもしょうがないかなと。このことに関して心理学者もやっているし、アドバイスもやっているのですけれども、その人がつくったちょっとした造語なのです。だから、本来の英語で言うマルチリートメントというのからすると訳し方がちょっと変わってしまっていて、学校内、これさっき言ったように保育所も幼稚園もみんな、その中における不適切な指導とか、不適切な発言を示している言葉なのです。ということは、学校において今まではこうだったからこうしなさいとか、あとクラブでもそうです。これはこうしろよとか、大きな声出したりとか、おまえ駄目だねとか、相手を否定するような言葉だとか、こういうことを言っはいけないというやり方なのです。だから、そこら辺のところはもう一度先ほどに戻るのですけれども、やっぱりいろいろ教育委員会や、それから文科省なんかでも通達出ています。通知もしていますけれども、こういうそれはしてはいけないよと、子供目線で考えなさいよと、子供真ん中社会ですよと今言われている中でこういう対応を取る教師がいるというのは残念なことで、そこら辺のところの校内の研修、校外の研修というようなのはやっぱりもっと必要でないかと思えます。今まではオンラインだとかなんか、それからコロナ関係で研究大会も中止になっていますし、できない方が多いのですけれども、これからそういうことはもう少し充実して行って、やっぱりその情報を共有していかれたほうがよろしいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（森 太郎君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

議員おっしゃったご指摘のとおり、子供真ん中社会と言われております。そういった事例がないように今後も教育委員会といたしましては、各学校に対しましては指導していきたく思いますし、各学校においてもそのような不適切な指導がないような研修にも取り組んでおります。今後も保護者、あるいは児童生徒と十分コミュニケーションを取りながら、そういった対応に心がけていくということで、教育委員会といたしましても指導はしていきたくというふうに思っておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

○議長（森 太郎君） 4番、毛利爾君。

○4番（毛利 爾君） よろしく申し上げます。

それと、もう一つこういうことを耳に挟んだのですが、これ小学校です。教員ではなくて職員というのかな、教員ではない方。教員ではない、職員だね。事務員というのかな、職員というのかな。あるその人間が女子児童に向かってスマホのカメラを向けて写真を撮ろうとしたということを聞いたのですが、これどうでしょうか。報告ありましたでしょうか。

○議長（森 太郎君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

そういった報告もございます。今現在いろいろな個人情報ということがございます。恐らくその職員も別なところを撮ろうとしてカメラを向けたのかなというふうに思っておりますが、そういう報告もありましたけれども、この時代ですので、そういった写真撮影なんかには十分注意して、社会教育の授業なんかでもこの写真を広報等で掲載するかもしれないということで承諾を得たり、そういった時代でございますので、その辺は個人情報の取扱いについては細心の注意を払いながらやっていくように今後も指導していきたいというふうに思っています。

○議長（森 太郎君） 4番、毛利爾君。

○4番（毛利 爾君） 今課長がおっしゃられましたとおり、私もいろいろ町の催物参加して、そのたんに掲載することがありますので、もし載せたくない方はおっしゃってくださいと本当一言一言言いながらその集まりの中で写真も撮られたりなんかしております。そういうこと分かっておりますので、もう本当にこれ聞いたときに今のいろんなこの社会情勢の中、いろいろ情報入っている中で考えられないなと思ったのです。

今課長がおっしゃられたとおり、何か違うところを撮ろうと思ったのだろうというときに入ってしまったかもしれないと言うのだけれども、でも何か目的があって撮ろうとして人物ではなかったら、人物が入ってきたら拒否します。邪魔だよ、ちょっとよけてくれないとか。でも、報告の中ではそれ、報告って私が聞いたのだよ、中では児童はそれ言われなかったと言うのです。では、何の目的で撮ろうとしたのかと疑ってしまう。

だから、本当にこれ先ほどの教員の場合、この職員の場合もそうなのですけれども、町長の所信表明にありましたけれども、子育て支援の条例だとかつくったり、それから今地域おこし協力隊が来て、前に自治会長の会議でも聞いたのかい、空き家対策としても移住の方も増えてきているのです、努力されて。町も支援を行って、そして協力隊の方も移住を増やそうと思って一生懸命やっているのに、肝心な子育てのところでこういうこと起きて、話聞いたら移住してくる人どう思うかなと。せっかくやっているのに。

ある30代の若者、僕にしては若者、家庭をお持ちなのですけれども、今の子育ての支援、壮瞥町の支援大変ありがたい、そういう評価もいただいている。それなのに

教育現場でこうやって起きるといことは残念でならない。ですから、先ほど答弁のありましたこの教育委員会としては学校や何かの支援していくとおっしゃっていましたが、支援していくよりも学校の経営は校長がやるわけなのですけれども、その校長に対してうちの町はこういう方法でやっていくのですよという主導権を持って教育の方向を定めていく、ここら辺の強さをやっぱり教育委員会でももう少し強く持ってやってもいいのではないかと思っておりますが、いかがなものでしょうか。

○議長（森 太郎君） 答弁、教育長。

○教育長（谷坂常年君） ただいまのお話ですけれども、教育委員会が報告を受けているのとやはり内容がちょっと違いますので、これどっちが正しいかというのは今ここで議論すべきものではないと思います。個人的な内容が入っていますので。

ただ、非常に一生懸命取り組んでいる職員でありまして、管理職のほうから事情を聞いたときに仕事上で写真を撮っていたそうです、はっきりと。たまたま下校時にその児童が通りかかって誤解されたようだ。私を撮ったのではないかというふうに、そんなふうに誤解が生じたということでした。それで、管理職がきちっと聞いた上で、その職員も本当に一生懸命やる職員で、その職員からの事情を聞いた上で保護者に説明をしました。保護者のほうはそれで分かりました、そういうことでしたねということで了解を得たというふうに聞いておりますので、それ以上保護者のほうで、いや、どうしてそうなったのだとか、もっと本人からきちっと事情を聞かせろとか、必要であれば直接話をさせてくれとか、そういうこともなく理解をしていただいたので、私はそれでそのことについては誤解のないように、そのつもりはなくても今そういう状況で子供たちが誤解をしたり、保護者が誤解したりすることのないように留意してこれからも実施してくださいということで理解をしていただきましたので、職員としてはそういったやましい心は一切ないということで、逆にこれ以上どんどん詰めていきますと、いや、私の言い分もきちっと言わせてくださいということになっていきますので、それは現段階できちっと情報を確認した上で判断をしていったということでご理解をいただければというふうに思います。

○議長（森 太郎君） 4番、毛利爾君。

○4番（毛利 爾君） 今教育長からそのお話ありましたけれども、私は別に問い詰めろとは言っていません。だから、私も一方的な聞き方をしたかもしれないけれどもと言っていますから。だから、僕が言いたいのは写した、写さないのをはっきりしろとは言っていないのです。そうではなくて、この学校を支援していくというよりも、こういう問題が起きないように指導、研究もそうでしょう、研究大会もそう、指導、それから教育方針、こういうことに関して教育委員会がもう少し強い力で学校、校長、管理職に当たってもいいのではないかということのをさっき言ったのです。それに対してははっきり、それ僕は違うと思う、答弁。いかがでしょうか。

○議長（森 太郎君） 答弁、教育長。

○教育長（谷坂常年君） 答弁が違うというのは、どういうところでしょうか。私は今考えている状況で、そのときの状況をきちっとやっぱり把握した上で適切に対処しているというふうに教育委員会としては思っているということをまずご理解いただきたいということです。

ご指摘のあったこれからもっと強い指導というのは、具体的にどのようなことなのか分かりませんが、強い、弱いというよりも、そういったこれからの課題に対しては教育委員会としても、教育委員会だけではなく道教委、あるいは国からも十分注意してこういったことについては指導していきなさいということで通知も入っておりますし、それからそういったことのない研修も計画的にやっていきたいと思いますし、それからそういったことのない研修も計画的にやっていきたいと思いますし、学校にも主体的にそういったことのないように研修に学校職員が力を合わせて取り組んでいけるように学校としても取り組んでいってほしいというふうに思っております。

○議長（森 太郎君） 4番、毛利爾君。

○4番（毛利 爾君） なぜ答弁が違うかと言ったのは、私は先ほども言いましたとおり、その事務員が写真撮ったのをどういう目的で撮ったかをはっきりしてくれと言っています。それに対して本人がこうやって言っています、それを突き詰めるのは難しいぞ、それは難しいですよ、何ほでも言えますから。もう終わっている後ですよ、時間たってしまったのです。それ検証するのにどうやって検証しますか、できますか。できません。だから、それを僕ははっきりしろなんか言っています。でも、それをはっきりするのは難しいからと言うから、私それ答弁違うでしょうと言ったのです。私が言っているのは、そうではないのです。聞いてください。生涯学習課長、私はっきりしてくれと言いましたか。私言っていないと思いますよ、その事案に対して。どうですか。

○議長（森 太郎君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時33分

再開 午後 1時37分

○議長（森 太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

○町長（田鍋敏也君） この件につきまして、今までのやり取りも含めまして私のほうから総括といいますか、考え方についてご答弁を申し上げたいと思っておりますが、子供たちの表情も学力の一つと言われているところであり、児童生徒、保育所の園児も含めて子供たちが生き生き通える学校、保育所の環境づくりをしていくということが大変重要なことであり、そうした心配があつて、懸念があつてご質問に立たれていたのかなと、熱心な議論を繰り広げられているのかなと、このように認識しております。

す。

一つ一つの事案については、私も承知を申し訳ないですけども、していないところもありますけれども、何といたっても一つ一つの事案を丁寧に対処していくということがまず第一であろうということであって、そのためには事実関係の把握と説明をしていってお互いに理解を得ていく、その繰り返しが必要であって、そこに努力を傾注しなければならないのではないかと、このように思っているところであります。

それで、学校と保護者と、そして教育委員会の関わりなのですけども、教育委員会は私も所属をしていたところでもありますけれども、常に、今もそうだと思いますけれども、学校の教育現場が教育活動をしやすい環境を整えていく、そのために教育委員会はあるのではないかと、このように思っているところでもありまして、自主的な学校経営を校長の方針の下で行っていくというのは、それは基本でありますけれども、そのために教育委員会が果たす役割というのも十分大きいと思っております、一つ一つこういったトラブルというか、の解消も含めて学力の向上、そして体力の向上、規範意識の向上と、こういったものに対して教育委員会が深く関与していくと、しっかりと方針を持って関与していくと。文部科学省、道教委の方針を踏まえて教育行政執行方針があり、その執行方針の下で学校教育の経営方針が組み立てられていくものと。こういったことを再確認をさせていただきながら、今日の議論も含めてこれからよりよい学校の現場ができていくように教育委員会にも力を発揮してもらうように私からもお話をしていきたいと、このように思っているところでありまして、子供たちが最初に答弁を申し上げましたとおり、生き生きと笑顔で登校できるように、そのような環境を整えていくために努力をしていきたいと。地域一丸となって子供たちの育成に努めていく社会形成を目指していきたいと、このように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っておりますし、また気がついたことがありましたら教育委員会並びに私どものほうでも結構でございますので、申し出てきていただいて、またよりよい学校づくりのために、教育環境づくりのためにお力添えをいただければと思っているところであります。

以上、考え方についてのご答弁でしたけれども、ご答弁とさせていただきます。

○議長（森 太郎君） 4番、毛利爾君。

○4番（毛利 爾君） 丁寧な答弁ありがとうございます。

最後に、やっぱり先ほど言いましたとおり子供支援条例も制定したり、それから子ども・子育ての支援を行ったり、先ほど言った空き家対策の協力隊も頑張ったりしているので、そういう町全体そうしてやっている取組が教育現場で壊されるような行動とか問題発言をしないようにこれからも指導していってほしいと思います。

そして、文科省なんかでも言っていますけれども、一人一人の可能性を引き出す教育、これを引き続きお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（森 太郎君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

議員ご指摘のとおり、学校が信頼を失うことのないように今後も教育委員会といたしまして、折に触れ学校経営、あるいは学校運営に関しまして積極的に指導、助言していくということで考えておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（森 太郎君） 6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） 私から壮瞥町の基幹産業である観光についての今後の取組について質問いたします。

中国発のコロナウイルスの世界的感染拡大により、壮瞥町の基幹産業でもある観光業について大きな影響を受けたと推測されます。第5次まちづくり総合計画では、令和11年度の観光入り込み客数の目標値を250万人と設定されていますが、新型コロナウイルスにより影響を受けた壮瞥町の観光業の現状と今後の対策について質問いたします。

①、コロナウイルスによる当町の観光業の売上げの落ち込み額は幾らか。

②、2類から5類に変更となり、今後の見通しについての目標は。

③、今後の展開として、近隣市町村との連携はどのように考えていらっしゃるのか。よろしく願いいたします。

もう一点、私のほうからはロシア、ウクライナ戦争等の影響及び円安による肥料、飼料の高騰等による農業支援について質問させていただきます。

壮瞥町の農業は、耕種面積1,480ヘクタール、畜産肉牛689頭を有する町の基幹産業でもあります。昨年から続いているロシア、ウクライナ戦争等の長期化、円安等により農業生産資材である肥料は高騰が続いています。農林水産省が公表した今年1月の農業生産資材価格指数で令和2年を100とすると肥料154.7、飼料149.0となっています。壮瞥町の基幹産業である農業にも大きな負担となっていると思われませんが、サプライチェーン等を含め対策をどのように考えていらっしゃるかお答えいただけますでしょうか。

以上です。

○議長（森 太郎君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 6番、湯浅議員のご質問にご答弁を申し上げます。

観光の今後の取組についてですけれども、世界中に猛威を振るった新型コロナウイルスの影響については、当町の観光入り込み数が令和元年度の178万4,000人に対し、令和2年度には72万1,000人に落ち込むという史上類を見ないダメージを受け、この数字が示すとおり当町の基幹産業である観光業をはじめとする経済界にとって計り知れない影響を与えたものと認識しております。

1点目のコロナウイルスによる当町の観光業の売上げの落ち込み額についてですが、売上げ減の額は事業者により大きく分かれるところであり、詳細な減少額の調査はいたしておりませんが、コロナ前の観光入り込み数に比べ、この3年間で少なくと

も 270 万人ほどの入り込み並びに消費が消失しており、その額は甚大であると考えております。

次に、2 点目の新型コロナウイルス感染症の位置づけが本年 5 月 8 日をもって 5 類に移行したことに伴う今後の見通しと目標についてですが、5 類になったことにより抑制されていた旅行需要が今後回復に向かうと考えており、壮瞥町第 5 次まちづくり総合計画の目標である令和 11 年度、年間入り込み客数 250 万人を目指し、引き続き誘客に努めてまいります。

次に、3 点目の近隣市町との連携についてですが、北海道登別洞爺広域観光圏やジオパーク圏域の市町等と連携し、当町の地域の魅力発信に努め、アフターコロナの観光振興に全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、農業支援についてでございますが、昨今の社会情勢を反映し、肥料、飼料をはじめ燃料等の価格が高騰していることから、農業者等の経営に深刻な影響を与えているものと認識しております。

このような状況への対策として、町では令和 4 年度、国の地方創生対応臨時交付金を活用し、国や道の支援のほかに町独自の対策として肥料等高騰緊急対策事業を実施し、また電気料金、燃油費の高騰対策として農林業に従事する方を対象に農林業者エネルギー価格高騰対策支援事業を実施し、支援を行ったところであります。

このほか令和 4 年度、新たな施策として持続的農業経営推進事業を創設した中で堆肥の購入費補助も実施しているところであります。令和 5 年度についても肥料、飼料をはじめ、電気料金や燃料費の高騰は継続しており、それらの影響を少しでも和らげるため継続して対策を実施する考えであり、今定例会に補正予算を提案しているところであります。

これからも社会情勢を勘案し、国や北海道の施策を活用し、関係団体との密接な連携の下で必要な対策を行っていく考えでありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とします。

○議長（森 太郎君） 6 番、湯浅祥治君。

○6 番（湯浅祥治君） ご答弁ありがとうございます。

1 点目の観光業について再質問させていただきます。中国発新型コロナウイルス感染症は、世界で約 6 億 7,000 万人が感染いたしました。この数字は中国の北京大学が 1 月に発表した 9 億人が含まれておりませんので、この数字を入れますと 15 億 7,000 万人が感染し、死者数は 700 万人となっております。それにおきまして、5 月 8 日から新型コロナウイルス感染症が 2 類から 5 類へと変更となり、インフルエンザと同じ扱いとなりましたが、今後のコロナが再流行した場合また行動制限も予想されますが、目標値の 250 万人の達成は一層困難となります。こうした事態は想定されていらっしゃるのか、想定されているようでしたらどのような対策をされ、目標数値を達成するか、

またどのようにして経済的損失をできるだけ最小限にしていくのか、その対策をお伺いいたします。よろしくをお願いします。

○議長（森 太郎君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君） それでは、私のほうからご答弁申し上げます。

新型コロナウイルスが再流行した場合、またそれに伴って行動制限等が発せられた場合にまちづくり総合計画である250万、これに対してどのように対応していくかということでございますが、正直この世界的な流行については、これは誰も予想し得ない状況の中で我々は対処してきて、どうしても対症療法的な形に、これを取らざるを得ない状況がこの3年間、4年間ございました。これは全世界共通でございまして、目標を掲げるといのは、実はこの250万人といのは2000年の有珠山噴火前の観光入り込み客数でございます。

当時先ほどのやり取りの中でもあったのですが、火まつりがあった頃とか、そういった昔の昭和神山、壮瞥の観光に戻りたいという思いは、これは観光事業者さんから常々伺っておりまして、まずはそこを目指そうというのがこの数字の原点でございます。今有珠山噴火のあった年、翌年も100万人を切ったことがなかった観光入り込み客数が令和2年、3年と立て続けに72万1,000人で横ばいでございまして、これは統計を取り始めて以来最悪の数字だったわけでございます。ところが、今年に入りまして、令和4年に入りまして4年度は116万9,000人ということで大幅な回復、コロナ前に比べてもう3分の2が回復してきているわけでございます。

このまま順調に世界情勢であるとかインバウンドが回復してくれば、決して高望みな数字ではなくて達成できるものと信じておりますし、何より観光事業者さんのほうがそういう意思を持って設備投資を今これから行っていこうという機運が醸成されているところでございます。町としてどのようにやるかというのは、できることは限られているわけでございますが、そういった思いを酌み取って国や道との連携を取りながら、その数字に近づけていく、まずできることを一步一步進めていくということしかないのではないかと思います。

売上げ実現のために町ではいろんな団体旅行客の日帰りのみならず、滞在型旅行、長期滞在、それから高付加価値化を生み出すようないろんな取組をこれから観光事業者さんと観光協会も含めまして地域一体となって取り組んでいきたいということが一番の早道と、このように考えてございます。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） 答弁ありがとうございます。

確かに感染症については予想もつかない部分はございますけれども、昨今のお話なんかではやはりまた再流行の兆しもないわけではないなというのが言われておりますので、ぜひその対策について今2類から5類になったということもありますので、そ

の辺は考えていらっしやったほうがいいのかなというのを考えております。それで、業者任せではなくて町からもそういう連携してやっていただければなと思っております。

それと、先ほど関係市町村との連携ということで登別広域観光圏、ジオパーク圏域の市町との連携ということがありましたけれども、具体的に今ちょっとありましたが、どのような地域の魅力をどのように伝えていくのか、そうした魅力をどのように発信していくのか、その辺をお伺いします。

○議長（森 太郎君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君） ご答弁申し上げます。

近隣の市町との連携どのように実現していくかということでございますが、北海道登別洞爺広域観光圏というのは、白老から豊浦まで3市4町で構成する観光の協議会でございまして、関係団体が連携して誘客に取り組んでいる協議会でございます。特にこのコロナの3年から4年でウポポイの存在というのが非常に大きくて、海外旅行に行こうとしていた人がもうどこにも行けない、北海道内から出てはいけないという状況のときに、やはりウポポイに来られていると。これ教育旅行が特に顕著でございますが、行ったときにそのウポポイプラス1といいますか、西胆振を訪ねていただくという取組を力を入れまして、これはウポポイ財団の力も借りまして、誘客を行って、非常にコロナで逆に結束が強まったというようなことでそれぞれ連携して、自分の町だけPRではなくて3市4町ができるだけこちらに滞在して、札幌から日帰りでも来ってもらうのではなくてこちらに1泊、2泊してもらうような取組、これを非常に重要視しております。

その取組の一環としまして、本年度は旅行博、ツーリズムEXPOというのですが、これを大阪で開催するときには圏域一体で参加するというのが、総会がまだなのですが、事業計画に盛り込まれておりまして、同様に首都圏の教育旅行、あるいは教育旅行説明会が日本全国で行われるのにそれぞれの町から交代でそれぞれの3市4町の圏域をみんなでPRしていこうと。ウポポイもありますけれども、ほかにもありますというようなことを強くPRしてまいりたいというふうな考えでございます。

それと、ジオパーク圏域につきましては、洞爺湖有珠山ジオパークというのはまさしくSDGsにつながる取組でございまして、これは教育旅行には非常に評判がよくて、それを3市4町で、特に東北や関東圏、中学生や小学生が最もこちらに来ていただける、コロナがあってもなくても来ていただけるようなターゲットでございますので、ここにはずっと連携して教育旅行プロモーションを行っているわけでございます。何かあったらお互いに情報を共有し合いながら、引き続きアフターコロナに向けてより一層連携して取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） これより休憩といたします。再開は14時10分といたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時10分

○議長（森 太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） 先ほど答弁いただきましたけれども、壮警町の魅力をどういった、ツーリズムエキスポ、そういう、あとSDGs的な取組とかお伺いしましたけれども、そういった壮警町の魅力をどういった層にターゲットとして訴えていくのか、非常に戦略的としてはすごく大事な事かなと思うのですけれども、町としてどういった層をターゲットにして観光戦略を描かれていますでしょうか。お願いいたします。

○議長（森 太郎君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君） ご答弁申し上げます。

町の魅力についてどういった層をターゲットにというご質問でございますが、従来の壮警町の観光は団体旅行客が中心でございまして、それがために一つコロナみたいなことがあると非常に耐える、そういう中で皆さん歯を食いしばって施設や経営を維持されてきたことがやはり柱になっていたかと思うのです。

それで、先ほども申し上げましたが、それも大事で、それ以外も大事というふうに時代が少し変化を見せているのかなと。SNSを通じた、いわゆる映えと言われる写真を、そこを見ることを目的に来る個人の客層、特に若い方を中心にそういうニーズがあるのも承知しておりますし、これは地域おこし協力隊やうちの企画財政課が中心となってSNSによる観光情報発信によるフォロワー数を小規模人口の町としては、もう全国有数のフォロワー数を誇るほどまで拡大してございます。こういった層も取り込んでいかなければいけないでしょうし、新幹線開業を見据えて教育旅行や北東北、関東の学生団体であるとか、あるいは一般団体、それからコロナが明けた後に新千歳空港の国際線が一気に増えてくるものと考えております。特に東南アジアは、タイ辺りは人気の目的地ナンバー1が北海道であるという。それから、東名阪、京都、富士山、東京来られる東南アジアの方々も次に行きたい場所は北海道であると。選ばれる観光地であって、その北海道内の中でも道東や道央圏、道南と競合になるわけでございます。そういった方々に対しても誘客を行っていかなければならない。それぞれの方法、手段は様々ですが、やはりSNSは電子媒体を使うと経費もかからず、幅広い層まで届きますし、そこにアプローチしやすくなるという現状もございます。

ただ、東南アジアに関しては依然として先ほど申し上げた旅行博やエージェントへのセールス、これは民間団体と連携しながら行っていかなければいけませんし、そういった団体の中でもターゲットを絞って、それから個人客にも目を向けてと。多敵の構えといいますか、どの方面からでも選ばれるような観光地づくり、それに対しての準備を怠らないということが重要と考えております。

以上です。

○議長（森 太郎君） 6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） 答弁ありがとうございます。

確かに本当にいろんな多岐にわたって今観光も進んでおりますし、SNSを使った宣伝、PRも大変重要なあれかなとは思いますが、現在の現状から今後新種のウイルス、あとウクライナ戦争、台湾問題、世界情勢は逼迫しているわけですが、インバウンド頼みの戦略というのはいざというときに総崩れになりかねません。近隣市町と連携したPR、それ先ほどもSNS等、インバウンドに頼らない富裕層を呼び込む方法もまずぜひ取り組んでいただければと思います。壮瞥町の観光業の発展をよろしくお願ひしたいと思ひます。

観光については以上として、次にもう一点のほう、農業について引き続き再質問させていただきます。先ほどご答弁いただきましたけれども、ご答弁いただきまして、本当に農業に対してお聞きし、大変安心いたしました。

それで、何点が再質問をさせていただきたいと思ひます。町独自の対策としての堆肥の購入費補助として1アール当たりの金額なのですが、幾らぐらいでしょうか。また、機械購入、電気、光熱費高騰等による融資相談件数はどのぐらいあるのか。また、町の堆肥センターの活用についてはどのように考えられているのか、以上よろしくお願ひいたします。

○議長（森 太郎君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） ご答弁申し上げます。

まず、町独自の堆肥の購入補助に関しましては、こちらは面積に応じて補助するものではありませんで、堆肥を購入したときの金額に応じて補助をするものであります。補助金額に関しましては、堆肥1立方メートル当たり3,000円で販売しているのですが、そのうちの1,000円を補助するといった内容であります。また、40リットルの袋、1袋500円で販売しておりますけれども、こちらも農業者様を対象に1袋500円のうちの150円を補助しているものでございます。

それと、エネルギーの融資の相談というふうに今ご質問あったのですが、直接町では農業関係のそういう形では相談を受けておりませんので、今回のエネルギーの補助に関しましては、これは前年度の各農林業者さんのかかった経費を4段階に区分いたしまして、その区分ごとにそれぞれ令和4年度は1万円、3万円、5万円、7万円という形で補助しておりましたものを令和5年度は、これは3万円、5万円、7万円、10万円という形で増額した形で考えております。

それで、堆肥センターの活用です。堆肥センターそういう形で今堆肥の補助等を行っておりますけれども、先ほどの答弁にもありましたようにサプライチェーンということと言いますと、堆肥センターはそういう外的な影響を受けないものでございますので、その辺は活用を図っていくといいですか、販売をしていく上で経費が、原材料経

費というのはそれほど変わっていませんので、そういう形で提供させていただくことは可能かというふうに考えております。

以上です。

○議長（森 太郎君） 6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） ご答弁ありがとうございます。

近隣市町村の中で聞きましたところ、1,000円というのはほかのところでも聞いておりまして、何かなるほど、今後もやはり農業、大変な中でありますので、ぜひここも続けていただければと思います。

それと、堆肥センターについてはやはり先ほどの流通の見直しではないですけども、独自で町としてそういう堆肥センターを使った活性化を図れるという、もっと付加価値のある堆肥を使う、そういう取組も必要ではないのかなというふうには感じております。今後ぜひよろしくをお願いします。

それでは、最後になりますが、先日先ほど佐藤議員からもお話ありましたけれども、壮警高校の農業クラブの生徒さんの意見交換会、発表会ですか、聞かせていただきました。私も聞かせていただきました。とても感銘を受けました。農業によって町を発展させたいという本当に純粋な思いが伝わってまいりました。付加価値のある農作物や加工品をつくって農家が稼げる仕組みをつくっていくことが戦争等の影響で苦しむ農家の生計を守って、また壮警町の農業を守って、さらに発展させていくことが必要であると実感しております。観光と農業は、壮警町の本当に基幹産業でございます。大変厳しい中ではありますが、ピンチをチャンスに変える発想で創意工夫を重ねて、壮警町のさらなる発展を祈念し、もう一度さらなる施策を推進されることをよろしくお願いいたします。

以上で私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（森 太郎君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 本町の基幹産業であります観光と農業に関する質問であったと思っております。それぞれ大切な産業を今後どういうふうにしていくかについてでありましたけれども、総括的に考え方を、今まで課長が答弁したとおりでありますけれども、申し上げたいと思っておりますが、今までの例えば観光業についてはコロナウイルスの蔓延がまた再来するのではないかと、そうしたことにも備えていかなければならないのではないかと。夏には新聞報道では第9波が来るのではないかと、そういう懸念も報じられていたところでもありまして、短期的、長期的な対策をその都度その都度取っていくことが重要なのであろうと、このように私も思っております。適時適切な対策を取っていきたいと、このように思っておりますし、そうした今までの取組ですとかを基盤としながら、本町にあります豊富な資源、恵まれた資源、自然、景観、食、文化、人材等の資源を生かして、国の施策を活用して新たな観光と地域の活性化ブランドを創造し、組み込まれた観光地から選ばれる観光地に変容していく、

こうしたことも視野に入れながら長期滞在、周遊観光で魅力ある観光づくりに取り組んでいかなければならないと、このように思っておりますので、また民間事業者の皆さん、団体の皆さんと協議した上で進めていきたいと、このように思っております。

それと、農業をめぐる本町の農業の振興についてでありますけれども、議員ご発言のとおり飼料、肥料代に加えまして燃料などの高騰により経営の影響が深刻化しているという実態を踏まえまして、国や道、食料の自給率が38%と言われておりますけれども、生産に必要な種や肥料、化学肥料の原料であるリン、カリウムは100%、尿素については96%が輸入に依存していると。こういうことを勘案すると自給率は実際に38%よりかなり低いのではないかと、このような指摘をする専門家もいるわけであって、今こそ地域の農業を守ることが国を守ることだということを国の方々に生産者団体の皆さんと一緒に強く訴えていくことは訴えながら町として農業の振興に資する事業については生産者の皆さんと協議をさせていただきながら、団体との協議をさせていただきながら守る政策の展開について皆さんとご相談をしていきたいと、このように思っておりますので、よろしく願いをいたします。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（森 太郎君） これにて一般質問を終結いたします。

◎議案第35号ないし議案第45号及び報告第1号ないし報告第4号について

○議長（森 太郎君） 日程第7、議案第35号ないし議案第45号及び報告第1号ないし報告第4号についてを議題といたします。

理事者から提案理由及び内容について説明を求めます。

町長。

○町長（田鍋敏也君） 令和5年第2回定例会に当たり提出いたします議件は、議案第35号から議案第45号までの11件、報告第1号から報告第4号までの4件、合計15件であります。その内容についてご説明いたします。

議案の1ページから8ページになりますけれども、議案第38号から議案第42号につきましては、いずれも農業委員会委員の任命についてでありますので、一括して説明させていただきます。

現在の委員につきましては、令和5年7月19日をもって任期満了となることから、下記の者を農業委員会の農業委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

このたびの農業委員会委員の任命に当たりましては、本年2月1日から2月28日までの間で募集しましたが、定数8名に対し応募者が6名だったことから募集期間を3月31日まで延長したところ、市区または団体の推薦による方が5名、個人推薦の方が1名、自薦の方が3名、計9名の応募があり、その後1名が辞退されたため、最

終的な応募者は8名となりました。応募された方につきましては、5月16日に開催された壮警町農業委員候補者評価委員会において8名全員を適任と選定した旨の報告があったことから、この8名についてそれぞれ提案するものであります。

議案第35号、壮警町字滝之町402番地、岩倉賢一氏、議案第36号、壮警町字東湖畔87番地、佐藤慶太氏、議案第37号、壮警町字立香189番地、松本敏春氏、議案第38号、壮警町字立香40番地、清水俊一氏、議案第39号、壮警町字滝之町353番地、堀口英男氏、議案第40号、壮警町字滝之町416番地21、畠山恵美子氏、議案第41号、壮警町字壮警温泉102番地10、毛利文康氏、議案第42号、壮警町字滝之町287番地132、木村大作氏、議案第35号から39号及び第41号、42号の7名はいずれも認定農業者で、岩倉賢一氏、佐藤慶太氏、松本敏春氏、清水俊一氏、堀口英男氏は現職の農業委員、毛利文康氏は元農業委員であります。議案第40号の畠山恵美子氏は農業者ではありませんが、本町の民生委員として町民の暮らしを支えるとともに、現職の農業委員も務められており、地域事情等に識見を有する方であります。このたび提案いたしました8名の方々につきましては、当町の農業委員会委員として適任と判断しておりますので、議員各位のご同意を賜りますようお願い申し上げます。

なお、別に履歴書を配付しておりますので、後ほどご照覧ください。

9ページになります。議案第43号 オロフレスキー場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

オロフレスキー場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

10ページになります。本件につきましては、他の道内スキー場の動向や近年の施設運営経費の高騰なども勘案し、安定的な運営体制を確保することを目的として一部利用料を改定するものであります。条例の概要であります。同条例第10条第2項別表に規定するオロフレスキー場の利用料金のうち大人1回券を220円から250円に、大人回数券を2,200円から2,500円に、大人2時間券を1,200円から1,500円に、大人4時間券を2,200円から2,500円にそれぞれ引き上げるものであります。

また、附則で、この条例は、公布の日から施行することとしております。

なお、別に新旧対照表を添付しておりますので、後ほどご照覧ください。

11ページになります。議案第44号 弁景地域間交流拠点施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

弁景地域間交流拠点施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

12ページになります。本件につきましては、町内同種施設の利用料金体系などを参考に利用者に適正な負担を求めることなどを目的として、一部利用料を改定するものであります。条例の概要であります。同条例第19条別表に規定する利用料金のうち宿泊研修について1グループ当たりの基本料金を新設するものであります。

また、附則で、この条例は、公布の日から施行することとしております。

なお、別に新旧対照表を添付しておりますので、後ほどご照覧ください。

13 ページになります。議案第 45 号 令和 5 年度壮瞥町一般会計補正予算(第 3 号) について。

令和 5 年度壮瞥町一般会計補正予算(第 3 号)は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 51 億 5,644 万 5,000 円に歳入歳出それぞれ 1 億 5,121 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 53 億 766 万 4,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 2 条、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

第 3 条、地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

事項別明細書、歳出から説明します。議案書 22 ページになります。総務費、総務管理費、一般管理費で 275 万円の追加となります。その内訳になりますが、役場庁舎等維持管理経費では、点検時に不良と指摘された室外空調機の圧縮機 3 台を取り替えるため修繕料として 120 万円、計量法の規定年数に達した役場庁舎電力計の交換工事として 125 万円を追加するものであります。次に、職員研修事業では、ハラスメント事案の再発防止等を目的とした職員研修会を実施するため、ハラスメント研修委託料として 30 万円を追加するものであります。

無線放送施設費で 110 万円の追加となります。無線放送施設経費になりますが、防災行政無線の屋外拡声子局に設置している蓄電池が交換時期を迎えているため、今後 5 年間で寿命の長いものに順次更新することとし、本年度分の 5 局分について修繕料を追加するものであります。

防災諸費で 154 万円の追加となります。防災諸費一般経費になりますが、町防災備蓄計画に基づき段ボールベッド 50 床と役場機能移転時の物品運搬用コンテナ 100 個を調達するため、消耗品費として 143 万円追加するほか、防災備蓄倉庫の周囲の側溝の改修のため 11 万円を手数料として追加するものであります。

財産管理費で 1,155 万円の追加となります。その内訳になりますが、公共施設管理事業、指定管理者施設についてはゆーあいの家、浴槽、カランやロビー床のじゅうたんの改修、久保内ふれあいセンターのロビー床のじゅうたん、洗い場等のタイルや脱衣所の壁等の改修、農村環境改善センターの暖房機の取替え、横綱北の湖記念館のトイレや映像プロジェクターの取替え、来夢人の家のシャワー機器の取替え、仲洞爺野営場のトイレの周辺の整地など、指定管理者施設の利用環境の改善を図るため修繕料を 850 万円追加するほか、仲洞爺野営場の危険木の除去処理のため手数料で 130 万円、パークゴルフ場のティーマット等の更新のため機械器具費で 90 万円それぞれ追加す

るものであります。次に、財産管理事業一般経費については、旧蟠溪ふれあいセンター駐車場の除雪作業や国道改良工事で不要になった街路灯の廃棄のため手数料を 25 万円追加するほか、破損した町民公園の遊具の撤去工事費として 60 万円を追加するものであります。

23 ページになります。財政費、財政管理費で 34 万 6,000 円の追加となります。出納事務経費になりますが、事務補助員の補充に伴い会計年度任用職員期末手当で 11 万 2,000 円、社会保険料で 18 万円、費用弁償で 3 万 6,000 円、法定健康診断委託料で 1 万 8,000 円を追加するものであります。

町有住宅管理費で 1,240 万円の追加となります。町有住宅維持管理事業の町有住宅屋根改修事業になりますが、建部地区の町有住宅 3 棟 6 戸の屋根が近年の大雪の影響により破損したため、屋根ふき替えや軒先補強及び軒天改修等の工事を行うため追加するものであります。

戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳費で 1,544 万 9,000 円の追加となります。その内訳になりますが、戸籍住民基本台帳費ではマイナポイントの申込み期限が本年 9 月末まで延長されたことに伴い、申込み手続の支援事務に必要な体制強化等のため、会計年度任用職員報酬で 36 万 8,000 円、費用弁償で 3 万 5,000 円、消耗品費で 2 万 9,000 円、新聞折り込み用の手数料で 1 万 7,000 円を追加するものであります。次に、スマート窓口経費になりますが、スマート窓口とは情報通信技術を活用して、いわゆる書かない窓口を実現するものであります。本町においては、高いマイナンバーカード普及率を背景として、窓口手続の簡素化による住民サービスの向上や業務の効率化を図るものであり、スマート窓口システム構築業務委託料で 1,100 万円、同じく運用保守委託料で 300 万円、機械器具費等で 100 万円を追加するものであります。なお、財源として国庫補助金 750 万円を充当するものであります。

企画費、企画費で 579 万円の追加となります。その内訳になりますが、地域情報通信基盤整備事業では、蟠溪地区 I R U ケーブル移設工事では、規定の予算に 145 万円を追加し、上久保内地区 I R U ケーブル移設工事では 15 万円を新たに追加するものであります。いずれも北電柱の移設等に伴い、本町が共架している光ケーブルを掛け替える工事であります。次に、ふるさと納税事業のウェブサイト拡充委託料についてですが、町情報発信アドバイザーの助言も参考にしながら寄附額拡大に向けて町ホームページを改良するため、19 万円を追加するものであります。次に、定住促進、まちづくり推進事業の持家住宅取得奨励交付金についてですが、規定の予算で 4 件分、400 万円を計上しておりましたが、現時点で既に中古 1 軒 100 万円を交付していること及び新築 5 軒の利用申込みがあることに加え、中古 1 軒の利用申込みが見込まれていること、また今後の利用申込みの可能性も考慮し、400 万円を追加するものであります。

24 ページになります。民生費、児童福祉費、児童措置費で 1,085 万 4,000 円の追加となります。その内訳になりますが、保育及び子育て環境整備事業では、国の職員配

置基準に対する保育士数の不足2名分と、新たに開始する一時預かり事業に必要な保育士2名分、計4名分の人件費のほか、一時預かり事業に必要な経費を計上するもので、保育士4名分の会計年度任用職員報酬で708万5,000円、会計年度任用職員期末手当で57万1,000円、社会保険料で147万2,000円、費用弁償で24万4,000円、衛生資材等の消耗品費で18万円、保育士募集の新聞折り込み手数料で40万円、賠償責任の保険料で5,000円、法定健康診断委託料で9万1,000円を追加するものであります。なお、一時預かり事業には国及び道の子ども・子育て支援交付金計178万6,000円を財源充当することとしております。次に、保育ICTシステム導入事業になりますが、本事業は主にパソコンやタブレットを使って日々の保育記録や事務処理、保護者との連絡などを行い、保育に関する業務を円滑に進めるとともに、日々の連絡など保護者の負担をできるだけ軽減するために導入するもので、消耗品費で20万円、ソフトウェア使用料で21万8,000円、アイパッドやノートパソコン等の壮瞥保育所備品購入費で38万8,000円を追加するものであります。

衛生費、保健衛生費、温泉管理費で500万円の追加となります。地熱エネルギー維持管理経費になりますが、蟠溪温泉供給施設高効率化改修事業に係る弁景温泉ナンバー2タンクヘッダー化改修工事については、新設する管路の延長が増えたことによる工事費の増加や、資機材等価格上昇に伴い874万円を追加し、弁景54年泉源インバーター設置工事については、施工方法の見直しによる工事量の減少に伴い374万円を減額するものであります。

清掃費、塵芥処理費は財源区分の変更になります。起債対象の経費が増加したことに伴い地方債を120万円増額し、整理するものであります。

農林水産業費、農業費、農業振興費で660万円の追加となります。その内訳になりますが、一般農政事業のりんごまつり補助金についてですが、本年度実施の方向性が固まってきたことから100万円を追加するものであります。次に、新規就農支援対策事業の新規就農者及び就農後継者就農助成金についてですが、今年度の交付対象予定者のめどが立ってきたことから210万円を追加するものであります。次に、堆肥センター運営事業のホイールローダ購入費についてですが、価格の上昇に伴い規定の予算に不足が生じる見込みのため350万円を追加するものであります。

25ページになります。商工費、商工費、観光費で147万円の追加となります。特定非営利活動法人そうべつ観光協会事業の壮瞥町観光協会事業補助金になりますが、3月まで勤務していた事務局長退職に伴い事務局体制の改編を行い、各職員の勤務年数に応じた給与体系への見直しを行うために必要な経費分を追加するものであります。

土木費、道路橋梁費、道路橋梁維持費で989万円の追加となります。道路橋梁維持維持経費の町道改修等工事になりますが、大雪の際の安全な通行に必要なデリネーターの損傷等が増えてきたことから、今後3年間で計画的に更新することとし、本年度分として40本分206万円を追加するほか、冬期間の凍上により損傷、傾斜した

町道橋口2号線の排水側溝の撤去や補修、舗装復旧等を2か年で実施するうち、本年度分の工事費として783万円を追加するものであります。

道路新設改良費で50万円の追加となります。道路新設改良費で町道調査設計等委託料になりますが、壮警公園等へのアクセス道路は狭隘で、安全に通行するための改善策の検討が必要であり、またさらなる観光振興や将来的に有効な土地利用にも寄与することが見込まれることから、既存町道の改修、新道整備の可能性について検討する技術資料の作成に必要な経費を追加するものであります。

住宅費、住宅管理費で263万9,000円の追加となります。町営住宅維持管理事業になりますが、建部B団地物置改修工事では、劣化した木製建具をアルミ製建具に取り替える工事を令和3年度から行ってきており、本年度施工する3棟12戸分230万4,000円を追加し、公営住宅灯油タンク標識設置工事では消防壮警支署の指導に基づき町営住宅団地内の灯油タンクの一部に火災予防上必要な標識及び掲示板を設置するため33万5,000円を追加するものであります。

教育費、高等学校費、高等学校総務費及び地域農業科実習費では、いずれも財源区分を変更するもので、ふるさと応援寄附金の充実に伴う整理となります。

諸支出金、諸費、国道支出金返納金で628万5,000円の追加となります。国、道支出金返納金の子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金返還金になりますが、令和3年度から令和4年度にかけて支給した非課税世帯等臨時特別給付金について支給実績により生じた不用額を返還するものであります。

26ページになります。新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルス感染症衛生対策費で5万8,000の追加となります。予防接種事故発生調査事業になりますが、万一の事故に備えて医師4名分の予防接種健康被害調査委員報酬3万2,000円と費用弁償2万6,000円を追加するものであります。

新型コロナウイルス感染症経済対策費で5,411万1,000円の追加となります。その内訳になりますが、公共施設管理維持体制持続化事業の指定管理者施設運営管理維持支援金で852万円の追加となります。エネルギー価格高騰の影響を受けている指定管理者に対し、施設運営等の安定化を図るため燃料費と電気料の値上がり相当額を支援金として交付するものであります。次に、医療機関等事業継続支援事業の医療機関等事業継続支援事業補助金で90万円の追加となります。エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けている医療機関、老人介護施設、障害者福祉施設に対し、1事業所当たり10万円を交付するものであります。次に、農林業者エネルギー価格高騰対策支援事業で611万3,000円の追加となります。町内の農林業者を対象に直近年の各経営体の動力光熱費の実績に応じて3万円、5万円、7万円、10万円の4区分で交付金を交付するもので、通信運搬費で3万2,000円、振り込み手数料で5万1,000円、農林業者エネルギー価格高騰対策交付金として603万円を追加するものであります。

次に、中小企業等事業継続支援事業の中小企業等事業継続支援事業補助金で 870 万円の追加となります。エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けている中小企業、小規模企業者に対し、1 事業所当たり法人は 10 万円、個人事業者は 5 万円を支給するものであります。次に、プレミアム付商品券事業で 852 万円の追加となります。町民の経済的負担を軽減するとともに、町内消費を喚起し、地域経済の活性化を図るため、町民限定のプレミアム付商品券を販売するもので、消耗品費で 3 万円、印刷製本費で 77 万円、通信運搬費で 12 万円、プレミアム付商品券事業補助金で 760 万円を追加するものであります。次に、エネルギー、食料品価格等高騰重点支援事業で 1,827 万 5,000 円の追加となります。エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けている低所得者の生活を支援するため、1 世帯 3 万円を支給するもので、時間外勤務手当で 50 万円、消耗品費で 40 万円、印刷製本費で 20 万円、通信運搬費で 16 万 2,000 円、振込手数料で 27 万 3,000 円、システム改修経費として西いぶり広域連合負担金（電算）で 18 万円、エネルギー、食料品価格等高騰重点支援給付金で 1,656 万円を追加するものであります。次に、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（ひとり親世帯以外）で 308 万 3,000 円の追加となります。エネルギー、食料品価格等の物価高騰等の影響を受けている低所得者の子育て世帯を支援するため、対象児童 1 人当たり 5 万円を支給するもので、消耗品費で 1 万円、通信運搬費で 6,000 円、振込手数料で 1 万 4,000 円、システム改修経費として西いぶり広域連合負担金（電算）で 5 万 3,000 円、子育て世帯生活支援特別給付金で 300 万円を追加するものであります。

27 ページになります。新型コロナウイルス感染症教育対策費で 288 万 7,000 円の追加となります。学校給食費負担軽減事業になりますが、エネルギーや食料品価格の物価高騰の影響を受けている子育て世帯に対して、経済的負担を軽減するため学校給食費の 2 分の 1 に相当する額を支援するもので、通信運搬費 1 万 7,000 円、振込手数料で 8 万 8,000 円、学校給食費保護者負担軽減補助金で 278 万 2,000 円を追加するものであります。なお、対象者数は就学援助受給者を除いた小学生 65 名、中学生 35 名となっております。

20 ページになります。歳入では、分担金及び負担金、負担金、民生費負担金で 75 万 2,000 円の減額となります。その内訳になりますが、常設保育所保育料負担金現年分で 86 万 4,000 円の減額となります。エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けている未就学児を養育する子育て世帯に対し保育所、副食費の 2 分の 1 を免除するものであります。次に、一時預かり利用料では 11 万 2,000 円の追加となりますが、本年度から開始することに伴い新たに計上するものであります。

国庫支出金、国庫補助金、総務費補助金で 794 万 9,000 円の追加となります。その内訳になりますが、戸籍住民基本台帳費のマイナポイント事務経費に充当する個人番号カード交付事務費補助金で 44 万 9,000 円、スマート窓口経費に充当するデジタル田園都市国家構想交付金で 750 万円をそれぞれ追加するものであります。

民生費補助金で437万7,000円の追加となります。その内訳になりますが、一時預かり事業に充当する子ども子育て支援交付金で89万3,000円、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（ひとり親世帯以外）事業費交付金で300万円、同じく事務費交付金で8万1,000円、保育ICTシステム導入事業に充当する保育対策総合支援事業費補助金で40万3,000円をそれぞれ追加するものであります。

衛生費補助金で5万8,000円の追加となります。予防接種事故発生調査事業に充当するものであります。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で3,286万9,000円の追加となります。国から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の交付限度額が示されたことから予算計上し、物価高騰対策として実施する事業に充当するものであります。その内訳になりますが、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を目的とする推奨事業メニュー分として2,197万2,000円、物価高騰の負担感が大きい低所得者世帯の負担軽減を図ることを目的とする低所得世帯支援枠分として1,089万7,000円となります。

道支出金、道補助金、総務費補助金で90万円の追加となります。地域づくり総合交付金になりますが、防災備蓄品の購入費に充当するものであります。

民生費補助金で89万3,000円の追加となります。子ども子育て支援交付金になりますが、一時預かり事業に充当するものであります。

21ページになります。繰入金、基金繰入金、国際交流基金繰入金で370万円の減額となります。中学生フィンランド国派遣事業になりますが、ふるさと応援寄附金の充当による整理となります。

農林漁業振興基金繰入金で350万円の追加となります。堆肥センター運営事業のホイールローダ購入費に充当するものであります。

財政調整基金繰入金で6,775万1,000円の追加となります。一般財源の調整となります。

ふるさと応援基金繰入金で3,140万6,000円の追加となります。寄附者が指定した各事業に充当するものでありますが、その内訳は防災諸費一般経費に70万円、公共施設管理事業に200万円、保育及び子育て環境整備事業に1,000万6,000円、堆肥センター運営事業に590万円、観光施設維持管理事業に300万円、昭和新山国際雪合戦事業に120万円、高等学校運営事業に290万円、地域農業科実習運営事業に200万円、中学生フィンランド国派遣事業に370万円となります。

諸収入、雑入、雑入で6万8,000円の追加となります。会計年度任用職員の雇用保険被保険者負担分を計上するものであります。

町債、町債、衛生債で590万円の追加となります。弁景温泉供給施設高効率化改修事業に充当する保健衛生債で470万円、新中間処理施設建設事業に充当する清掃債で

120万円を追加するものであります。

28 ページからの給与費明細書につきましては、後ほどご照覧いただきたいと思います。

14 ページからの第 1 表、歳入歳出予算補正については、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略します。

16 ページの第 2 表、繰越明許費は農林水産業費、農業費、堆肥センターホイールローダ購入事業で 1,850 万円になります。

17 ページの第 3 表、地方債補正では、変更で弁景温泉供給施設高効率化改修事業、限度額 2,930 万円を限度額 3,400 万円に、新中間処理施設建設事業、限度額 3 億 3,930 万円を限度額 3 億 4,050 万円にそれぞれ変更するものであります。

32 ページになります。報告第 1 号 令和 4 年度壮瞥町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により次のとおり報告する。

民生費、児童福祉費、出産・子育て応援給付金事業、翌年度繰越額 79 万円、土木費、道路橋梁費、町道滝之町中島 1 号線道路整備事業、翌年度繰越額 4,620 万円、教育費、中学校費、壮瞥中学校基本実施設計委託事業、翌年度繰越額 5,621 万円、教育費、中学校費、壮瞥中学校土地購入事業、翌年度繰越額 3,483 万 2,000 円、新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、翌年度繰越額 1,016 万円、新型コロナウイルスワクチン接種事業、翌年度繰越額 362 万 7,000 円、以上 6 件について年度内には事業執行することが時間的にできないことから、それぞれ繰越額の範囲内で令和 5 年度に使用する歳出予算経費として繰越しをしたものであります。

33 ページになります。報告第 2 号 令和 4 年度壮瞥町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定により次のとおり報告する。

総務費、企画費、代替バス車両更新費補助事業、翌年度繰越額 622 万 7,392 円、道南バス株式会社が胆振線代替バスとして購入する車両について、輸送中の事故により、年度内の納車が見込めなくなったため、補助金の交付ができなくなり、やむを得ない事情と判断し、事故繰越しとするものであります。

34 ページになります。報告第 3 号 令和 4 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により次のとおり報告する。

施設費、施設費、道道洞爺湖登別線水道施設移設事業、翌年度繰越額 2,615 万円、以上 1 件について年度内には事業執行することが時間的にできないことから、繰越額の範囲内で令和 5 年度に使用する歳出予算経費として繰越しをしたものであります。

35 ページになります。報告第 4 号 債権放棄の報告について。

壮警町債権管理条例第 16 条第 1 項の規定により、次のとおり非強制徴収債権を放棄したので、同条第 2 項の規定により報告する。

本件につきましては、非強制徴収債権の放棄について定めた同条例第 16 条第 1 項に該当する事案が発生し、当該債権を放棄したことから同条第 2 項の規定に基づき、その内容について議会に報告するものであります。

債権放棄の概要についてですが、債権の名称は水道料金及び集落排水使用料となります。

債権の発生年度、件数及び金額につきましては、水道料金では平成 17 年度が 1 件で 3,850 円、令和 3 年度が 1 件で 6,875 円、令和 4 年度が 1 件で 5,500 円となっており、集落排水使用料では平成 17 年度が 1 件で 4,900 円、令和 3 年度が 1 件で 8,800 円、令和 4 年度が 1 件で 7,040 円となっております。

債権放棄の事由及び適用条項につきましては、いずれも破産法第 253 条第 1 項の規定に基づき、破産債権について、その責任を免れたためであり、壮警町債権管理条例第 16 条第 1 項第 1 号を適用して債権を放棄したものであります。

以上が今定例会に提出します議案の内容であります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） これにて提案理由及び内容についての説明を終結いたします。

#### ◎散会の宣告

○議長（森 太郎君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

6 月 9 日の議事日程は、当日通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 3 時 07 分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

## 令和5年壮瞥町議会第2回定例会会議録

### ○議事日程（第2号）

令和5年6月9日（金曜日） 午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第35号 農業委員会委員の任命について  
議案第36号 農業委員会委員の任命について  
議案第37号 農業委員会委員の任命について  
議案第38号 農業委員会委員の任命について  
議案第39号 農業委員会委員の任命について  
議案第40号 農業委員会委員の任命について  
議案第41号 農業委員会委員の任命について  
議案第42号 農業委員会委員の任命について
- 日程第 3 議案第43号 オロフレスキー場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第44号 弁景地域間交流拠点施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第45号 令和5年度壮瞥町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第 6 報告第 1号 令和4年度壮瞥町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 7 報告第 2号 令和4年度壮瞥町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第 8 報告第 3号 令和4年度壮瞥町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 9 報告第 4号 債権放棄の報告について
- 日程第10 議案第46号 工事請負契約について
- 日程第11 特別委員会の設置について
- 日程第12 議員の派遣について
- 日程第13 各委員会の所管事務調査について

○出席議員（9名）

1番	山本	勲	君	2番	加藤	正志	君
3番	長内	伸一	君	4番	毛利	爾	君
5番	佐藤	恣	君	6番	湯浅	祥治	君
7番	菊地	敏法	君	8番	真鍋	盛男	君
9番	森	太郎	君				

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町長	田鍋敏也	君
教育長	谷坂常年	君
会計管理者兼		
	大野博雄	君
税務会計課長		
総務課長（兼）	庵匡	君
企画財政課長	上名正樹	君
企画財政課参事	市田喜芳	君
住民福祉課長	阿部正一	君
産業振興課長	木下薰	君
商工観光課長	三松靖志	君
建設課長	澤井智明	君
生涯学習課長	河野圭	君
選管書記長（兼）	庵匡	君
農委事務局長	齋藤誠士	君
監委事務局長（兼）	小林一也	君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	小林一也	君
------	------	---

◎開議の宣告

○議長（森 太郎君） これより本日の会議を開きます。  
（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（森 太郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 太郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において  
5番 佐藤 恣君 6番 湯浅祥治君  
を指名いたします。

◎議案第35号ないし議案第42号

○議長（森 太郎君） 日程第2のうち議案第35号 農業委員会委員の任命について並びに議案第36号 農業委員会委員の任命について並びに議案第37号 農業委員会委員の任命について並びに議案第38号 農業委員会委員の任命について並びに議案第39号 農業委員会委員の任命について並びに議案第40号 農業委員会委員の任命について並びに議案第41号 農業委員会委員の任命について並びに議案第42号 農業委員会委員の任命についてを一括議題といたします。

議案第35号から議案第42号に対する質疑を受けます。

4番、毛利爾君。

○4番（毛利 爾君） 確認のために1つお伺いしたいことがあります。

先日、この農業委員候補者評価表というのを頂きました。それで、これを見たところ、その年齢や人物によってはかなり評価点が有利になるようなところや、逆にマイナス点になるようなところがありますが、その理由をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（齋藤誠士君） ご答弁申し上げます。

まず、今の部分の話ということになりますと、年齢の若い方、もしくは女性の評価点が高いのではということになるのかなと思っております。農業委員会等に関する法律の第8条第7項で、市町村長は農業委員の任命に当たっては年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないとされております。これを受けて、年齢の若い青年や女性の推薦を受け、または募集に応募するように働きかけを行うなど求められております。年齢が若い方や女性は、農業団体等の役職や農業関連団体等の職、

あるいは公職に就いている方が比較的少ないのかなと思っております。年齢の高い方は今の農業団体等、あるいはそれ以外の団体の役員等を務められている方も多くて、そういう方と比較すると加点がなかなか受けづらいというところもありまして、またこれから本町の農業をやっぴり担っていただきたいということで、若い方や女性の農業委員への積極的な応募、これを国としても進めておりますので、必然的に若い方や女性の評価点は高い形での設定をさせていただいております。

以上です。

○議長（森 太郎君） 5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） この35号から42号のことについては異議はありませんけれども、理解を深める上で以下何点が質問させていただきます。

昨日の提案説明を聞く限り、今回の委員の定数8名まで絞り込むまで募集期間の延長等により最終的に応募者8名で委員定数8名と同数になり、壮警町農業委員候補者評価委員会において全員適任と選定した旨の提案説明がありましたが、もし委員の定数に満たないとき定数になるまで募集を続けるのかということが1点目。

2点目、努力しても満たないときは欠員として議会の同意を求めてもよいのでないかと考えますが、これは法的にどうなのか。

3点目、たしかこの選任については、平成27年の法律の改正によってそれまでの農業委員選挙から現在の方式に変わりました。それと同時に農地利用最適化推進委員の設置で、壮警町では平成28年12月16日、条例第21号で壮警町農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の定数条例を定めております。その定数をちょっと触れまじすけれども、壮警町では湖畔と滝之町方面、それと立香、久保内方面を担当区域として2名を選任するという事です。そして、この選任に当たり委員の推薦募集の周知については町長が行うのですよと。町長は委員の募集に当たり広く周知に努めるものとしますということが条例に書かれております。壮警町農業委員会は推薦委員の選任に当たり、推薦または応募のあった者について候補者の選考委員会で候補者の選定をするということとなっておりますし、それからもう一点、農地利用最適化推進委員についても壮警町農業委員会最適化推進委員候補者選考委員会でいきますと書いてあるのですけれども、委員の構成、推薦、候補者の選考委員の委員の構成だとか、また現在この農地利用最適化推進委員は定数では2名なのですけれども、どなたが務められているかについてお伺いしたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（齋藤誠士君） ご答弁申し上げます。

何点かご質問があったかと思えます。まず、委員の定数に達しないときの募集ということですが、現に今回も2月の1日から28日までの間の募集で定数8人に対して6人の募集で、2人定数に達していないということで1か月、3月の31日まで募集期間を延長いたしました。仮に3月の31日までに定数を満たさなければ、また再度

募集の延長ということにはなるのですが、今の委員さんの任期が7月の19日で切れますので、いつまでもその状態を続けていくというわけにはやっぱりいかないということで、どこかの段階で募集の締切りはしなければならないということになります。そうなった場合、定数に対して定数を満たさないということであれば、当初から欠員で進めるのはやむを得ないということで北海道農業会議のほうから指導はいただいております。

それと、農地利用最適化推進委員のお話があったかと思えます。現在うちの町には農地利用最適化推進委員は設置しておりません。これは農地の集積率が70%を超えておりますので、設置の必要がないということで現在も設置しておりません。

委員会のメンバーにつきましては……

○議長（森 太郎君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時14分

○議長（森 太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（齋藤誠士君） 申し訳ございませんでした。

農地利用最適化推進委員、今回も農地の集積率が70%を超えているということで当初から募集をしておりません。したがって、委員会のほうは開催をしておりませんので、委員会を開催するような形になったときに必要な人選についてはしていきたいということでご理解をいただきたいと思えます。

○議長（森 太郎君） 5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） この件について分かりました。

そこで、農業委員会の会議録というのがホームページに掲載されております。ずっと見せていただきました。なかなか農業委員会の会議録というのは専門用語が出て、私にはあまり理解できないところあったのですけれども、今の答弁の中にも集積率が70%云々ということありましたけれども、これはどういう内容なのでしょうか。理解を深めたいので、もしもお分かりになれば、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（齋藤誠士君） ご答弁申し上げます。

農地の集積率70%というのは、農地の担い手に対する集積率という形になります。以上です。

○議長（森 太郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

次に、議案第 35 号に対する討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 35 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 35 号 農業委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第 36 号に対する討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 36 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 36 号 農業委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第 37 号に対する討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 37 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 37 号 農業委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第 38 号に対する討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 38 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 38 号 農業委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第 39 号に対する討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 39 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 39 号 農業委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第 40 号に対する討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 40 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 40 号 農業委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第 41 号に対する討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 41 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 41 号 農業委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第 42 号に対する討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 42 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 42 号 農業委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決定いたしました。

#### ◎議案第 43 号

○議長（森 太郎君） 日程第 3、議案第 43 号 オロフレスキー場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 43 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 43 号 オロフレスキー場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 44 号

○議長（森 太郎君） 日程第 4、議案第 44 号 弁景地域間交流拠点施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

2 番、加藤正志君。

○2 番（加藤正志君） 今回この件につきましては、宿泊研修につきまして 1 グループ当たり基本料金を新設、改正を求めています、そこでちょっと何点か伺いたいと思います。

確認ですけれども、まず宿泊研修費プラス利用する側 1 グループ 5,000 円、また季節によって 11 月から 4 月までが 1 万円の計算ということで理解してよろしいのか。

また、次に施設宿泊使用人数というのは最大何名まで利用可能なのかをお伺いしたい。

また、もう一つ、宿泊施設ということで夜間の安全管理体制についてもお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（森 太郎君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君） ご答弁申し上げます。

弁景地域間交流拠点施設設置に関する利用料金のお問合せ、ご質問と、それから収容人数、安全管理のご質問、3点であったかと思えます。

まず、1点目、宿泊研修の利用料金につきましては、議員お見込みのとおり夏季においては5,000円、11月から4月までの冬季においては1万円、これ1グループごとちようだいするということになります。

2点目、収容人数でございますが、現在畳の研修室と、それからカーペット敷きが2部屋ございまして、最大で20名、ただし布団を利用しないでそこに入る場合は随時入れておりまして、特段上限というのは定めておりませんが、おおむね20名から30名程度ではなかろうかと思えます。

それから、夜間の安全管理は閉館時間になりましたら管理人は常駐していない、宿泊者のみの形になりまして、翌朝いわゆるチェックアウトの際に破損箇所がないとか、清掃とかについて点検をしているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 2番、加藤正志君。

○2番（加藤正志君） 了解しました。

そこで、3点目のその夜間の安全管理体制につきまして、一般論として私が受け止めているのは宿泊施設ということで、そこに泊まる方が何か問題が、トラブル等も含めてあった場合の対応というのは一般論、ホテルとかでしたら必ず夜警とか、そういう部分というのはいるのかなと。そして、それに対して対応しているのかなと思ったりしています。もし火事とかなんかあった場合の体制というのは、どのように受け止めているのかと。安全対策の面について誰もいない、では何か事故があった場合誰にお願いしたらいいのかとか、誰に相談したらいいのかと、宿泊者が、そういった部分に対しての対応というのがなかなか不安要素が出てくるのかなというふうに思っておりますけれども、そういうふうな点につきまして改めてお伺いしたいのと、次に宿泊料金についてなのですが、条例ではこの紙面に書いてありましたけれども、小中学生500円、高校生700円、それ以外の者に対しては1,000円が表記されています。そこで、私がネット等で調べてみますと、一つの有限会社オロフレリゾートのホームページなどを見ますと宿泊料金以外に布団代1,300円を表記したり、例えばもう一つは小中学生800円、高校生1,000円、その他1,300円とか、次に宿泊研修費1,300円、小学生500円、高校生700円、さらにクリーニング代300円と記載されていますけれども、

ども、こういった表記がされていることに対して利用する側が誤解を招くことが出てくるのかと、どれが正しいのかという部分も、私も自分が利用する立場になった場合はそういうふうを受け止めてしまうのですけれども、そういう誤解を生じるのではないかと思いますけれども、その点と、あと今現状はどうなっているのか、そういった部分と、また改めて分かりやすい表示というものが必要なのではないかと思うのですけれども、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君） ご答弁申し上げます。

2点ございまして、1つは事故の場合の安全管理の点についてでございますが、これほかの公共施設のバンガローとかも同様かと思うのですが、夜間連絡先を、携帯電話を利用者にきっちり伝えておくと。火事が出た場合はもう当然119番ということになります。何かあった場合は至急連絡をとという形で対応しているというふうに認識してございます。

それと、入館に当たっては注意事項、厳守事項などをきちんと書面で伝える、あるいは書面で示すというような形の対応となっておりますので、その点については緊急の場合の連絡体制だけしっかりして、当然町のほうにも連絡が入るというような体制を取らせていただいているところでございます。

次に、2点目のオロフレリゾートのホームページに出ている宿泊研修等の料金の相違の点でございますが、これはご指摘のとおりでございます。実は条例上の小中学生が500円、高校生が700円、上記以外は1,000円、それから未就学児は無料というふうに条例上は示されているのですが、指定管理者が保有する布団やシーツを貸し出した場合のクリーニング代として300円を別途申し受けると、いわゆる自主事業としてその分を申し受けるということで現在運用されているということでございまして、ホームページ上はあくまでも研修室利用の宿泊研修については議員ご指摘のとおり条例上の料金を明記すべきであり、そのほかに貸し布団、クリーニング代として別途申し受けるというような表記に改めるべきであるというふうに認識してございまして、速やかにその改善についてはお願いしてまいりたいというふうに思います。利用者の混乱があるのではないかという点についても全く同感でございまして、今後ちょっと改善していくように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 3番、長内伸一君。

○3番（長内伸一君） ただいまの同僚議員の質疑の中でおおむね理解はさせていただいたところなのですが、確認も含めてお伺いしたいと思います。

今回のこの改正は基本料金という形で1グループにつき5,000円、11月から4月、冬期間は1万円を加算するということが新たに条例に加わるという改正でございまして、この1グループという定義は何名以上とか、そういうのがあるのかどう

か、1人でも1グループとして認識されるのか、その辺確認も含めてお伺いしたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君） ご答弁申し上げます。

1つの申込みに対してその都度ということございまして、1名からでも1グループという扱いで考えてございます。

以上です。

○議長（森 太郎君） 3番、長内伸一君。

○3番（長内伸一君） 申込み単位において1名であっても1グループということで、1名で申し込んだ場合は、小学生が1名ということないかもしれませんが、例えば一般の上記以外の者がということは夏で6,000円、冬で1万1,000円と、1名という形で解釈していいのかなと思うのですけれども、改正前といいますか、今までの条例から比べると基本料金という部分で少人数のグループにとっては非常に高額に上がったということになると思いますけれども、基本料金の額等に含めてこれを改正に盛り込むという部分の大きな理由とこの設定、5,000円、1万円という設定の根拠はどのように捉えていいのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君） ご答弁申し上げます。

1人でも利用するとちょっと割高になるという点については全く同感でございますが、この弁景地域間交流拠点施設の使用目的は青少年の健全を育成する目的、あるいはスポーツ、文化や芸術活動、国際交流、雪合戦の体験や農業体験、そういった目的を持った団体に向けての施設ということで、条例にそういう目的について利用することができるということございまして、言ってみればそういう目的だと言って申し出て1名で来られて、果たして研修なのかという疑わしいものの中にはあろうかと思うのです。むしろ1,000円だから泊まれるというようなことがあっても、それはなかなか受ける側としては受けざるを得ないという中で、やはりこの電気料の高騰であったり、それからそれに係る手間を含めた人件費であったり、オロフレスキー場及びほっとピアザが指定管理制度の中でこういった形で持続可能な形で利益を生み出して町に還元していくかということで、指定管理者側からもう少しここについては改善できないだろうかという要望をここ数年受けていたので、この物資高騰の折、見直しを図ったものでございます。

根拠といたしましては、近隣の農村環境改善センターもこれと同じ研修室に1グループにつき5,000円、1万円という、これが条例で定められておまして、近隣の公共施設と横並びにしたという点で、そのバランスを図ったということもございまして、そういった形で今回の条例改正のご提案に至った次第でございます。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 3番、長内伸一君。

○3番（長内伸一君） このそもそもの利用料金、従前からある500円、700円、1,000円、これについては私も同様でもう少し高くして、その代わり安全面、それから衛生面をしっかりと確保しながら多くの人に利用してもらいたいと思います。

ただ、この基本料金の1グループの定義が1人でも1グループだと、2人でも3人でも1グループだと、10人でも1グループ、この辺にちょっと何か公平感というのか、利用する側にとって違和感を持たないだろうかという感じがいたします。そもそも農村環境改善センターとは利用形態や趣を異にしている施設というような私は認識をしておりますので、多くの方にスキーも含めて最近では野外のキャンプ、これもその施設の中に泊まらなくても施設内といいますか、あの周辺で例えばキャンプをしたいという申出があっても、多分これでいくと施設を利用するという認識で捉えられるのかなと思うのですけれども、最近野外のキャンプも非常に多くなってきて家族連れ、少数グループ、中には1人キャンプというようなこともはやってきていると聞きますけれども、そういう多様なニーズを受け入れる施設として活用していくのにこの基本料金の1グループ1人でも5,000円と、1万円という部分が利用に歯止めがかからないかという面でちょっと危惧するところがあります。私はむしろ基本料金という部分を例えば5名以上とか10名以上とか、もしくは宿泊、それぞれの1人当たりの利用料金をもう少し上げるという部分の対応も含めて検討すべきではなかったのかなと思いますが、その辺についての考えをお伺いしたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君） ご答弁いたします。

この1グループ5,000円、1万円というのは、あくまでもほっとピアザの研修室の建物の利用でございまして、現状年間利用が20件程度でございまして、これによって想定される増収額というのが年間10万円程度だろうと思います。そのうち個人利用というのが結構ありまして、今まで1,000円で泊まっていた方がそれでも研修を目的として来ていただけるのであれば、それはウエルカム、歓迎するというところでございまして、一例で言うとその学校団体の宿泊研修等もございまして、これは別表に定める利用料金というのは指定管理者が状況によりこの減免も可能でございまして、そういった目的、趣旨に照らしてその辺りは柔軟に対応できる余地はあろうかと思いますが、ただ安いという目的で来るという人は明らかに減るのではなかろうかと。本来の研修目的で来ていただく方についても、5人泊まって1人2,000円という中では、別な意味でキャンプの代わりにみたいなことは回避できて、それが適正な運営にも私はつながっていくのではないかと考えております。

個人のキャンプについては従前どおり自主事業の中でやっていただこうと思っていますので、その辺りは指定管理者の知恵と努力の中で町にいろいろなオロフレの活性化を目的としまして、いろんなアイデアを提案していただいている中でそれに応え

たいということでご考えてございますということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 44 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 44 号 弁景地域間交流拠点施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 45 号

○議長（森 太郎君） 日程第 5、議案第 45 号 令和 5 年度壮警町一般会計補正予算（第 3 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。最初に、事項別明細書、歳出についてページごとに受けます。一般 3 ページ。

7 番、菊地敏法君。

○7 番（菊地敏法君） このページでは、無線放送施設経費ということで 110 万円追加ということになっていますけれども、これは説明では防災行政無線の野外拡声支局の蓄電池の交換期間を迎えたので、これを 5 年間かけて取り替えていくと。今年度は 5 局分ということで 110 万円追加ということでそれにありましたけれども、その中の説明で寿命の長いものに順次更新していくということで説明受けましたけれども、今現在の蓄電池の寿命と今回取り替える蓄電池の寿命の違いをお聞きしたいというふうに思います。

それと、一番下のほうの財産管理事業の一般経費の中の町民公園遊具撤去工事費用として 60 万円が追加されていますけれども、説明では破損した町民公園の遊具の撤去工事費ということで 60 万円ということがありますけれども、これはどういう経緯で破損して撤去に至ったのか。撤去した後にまた新しい遊具を設置する予定あるのかどうか、この部分についてちょっと確認したいというふうに思います。

以上です。

○議長（森 太郎君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

まず、1点目の無線の蓄電池の件でございますが、令和元年度に整備をいたしましたけれども、そのときにつけて今も使用している蓄電池が寿命が3年でございます。今回取り替えようとしているものは寿命が13年、ちょっと大幅に延ばして更新頻度を下げていこうということも一つの目的として今回交換するものでございます。

それから、2点目の遊具でございますが、経過ということなのですが、明確にいつ、どのタイミングで壊れたかというところまでは把握はしていないのですが、毎年遊具の点検を行います。安全に使われているかどうか。それをしたときに遊具の中にひびですとか、ひび割れだったりとか、そういったものがあって、ちょっと体を寄せて、体重をかけていくとぼきっと折れてしまう、そういうリスクが確認されたので、その時点で使用を停止しています。今に至るまでテープとかを巻いて使用はできないような状況にしていますけれども、いつまでもそのままにしておくわけにもいかないということで、今回遊具の撤去費を計上したと。本当はそれを新しいものに取り替えたいというふうに考えていたのですが、もともとちょっと特殊な遊具でして相当高額です。なおかつ大本になるものは海外から取り寄せたものらしくて、日本製のものに取り替えたとしても恐らく百数十万の経費がかかるということだったものですから、今回に関しては、この遊具に関しては利用頻度を確認したわけではございませんが、まずは撤去をして様子を見るといいでしょうか、当面はそのままにしておくという考えで今のところはおります。なので、今現在は新設の予定というのはございません。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 続いて、一般4ページ。

5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） 4ページの戸籍住民基本台帳費について伺います。

昨日も一般質問の中でこのことについてやり取りしたのですが、その中である程度理解はしたのですが、デジタル田園都市構想の一環として取り組むのがスマート窓口経費として予算計上されていると私は理解いたします。そこで、この運用開始時期いつを想定しているか、まず最初に伺います。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

このスマート窓口の運用時期ということなのですが、今国に申請はして決定は受けている状態なのですが、まだすごく流動的です。今後これから国の説明会も予定されているということもありまして、まだ流動的です。今いつというふうに

は言えないのですけれども、できれば年度内に整備をして、今年度運用というよりは来年度に向けてということになるのかと思うのですけれども、今後の動向を見ながら、できるだけ早く進めていきたいというふうに考えております。

今のその時期なのですけれども、全員協議会でも2月ぐらいというふうにお話ししました。一応その2月ぐらいを目指して、できるだけ早くしたいと思いますが、一、2月ぐらいを目指したいと思います。

以上です。

○議長（森 太郎君） 5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） 昨日の説明では大変このスマート窓口の開設によって利便性があるという説明があって、そして今質問しますと、この運用開始は年度内、2月頃ということですよ。そして、その下に運用保守委託料というのがあります。昨日も私は質問の中でお尋ねしたら、年間300万くらいの経費がかかりますよという答弁でした。300万を12か月で割ると、25万ですよ。そして、今の答弁を聞くと、2月、1月でもいいでしょう。もう万度に300万見て、実際には例えば1月に運用開始できたとしても75万程度ですよ、月25万ですから。何か過大的な予算要求でないかなと思うのですけれども、これ私の考え方間違っているかどうか、そのことについて伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

今、運用経費の関係のご質問でした。佐藤議員の考え間違っているとか、そういうことではありません。確かに今おっしゃるとおりかもしれないです。

予算を、おっしゃるとおり、運用経費については運用ということで、大体月25万円ぐらいということで予想をしまして、一応課題と言われるかも分らないですけれども、年間ではやっぱり300万ぐらいということで計上しております。というふうになっているのですけれども、全体で今年度1,500万円の中で収めるという形の上での予算を組ませていただきました。

実は国のほうに申請した時期は、1月に申請して3月の末に採択をもらったのですけれども、その時点では経費月25万で万度に見て300万円ということで計上したものであります。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 3番、長内伸一君。

○3番（長内伸一君） 今ただいま議論されたスマート窓口経費に関わってお伺いをいたしたいと思います。

前回全員協議会の中でも資料を示されて、その中でスマート窓口を導入することで書かない窓口、何度も聞かない窓口、手続漏れのない窓口ということを目指したいと。住民サービス向上を目指したいということの説明をいただきました。その第1弾で、

いわゆる書かない窓口という部分に対応したＩＣを活用した行政の効率化と、あと住民の利便性ということで今回予算化されているのかなと思います。デジタル田園都市国家構想交付金、全国で非常に注目もされていると伺っていますし、行政だけではなく幅広い分野でこの交付金を活用して地域のデジタル化を図っていくということの動きが進んでいるのかなと思っています。当町も90%を超えるマイナンバーカードの取得率ということをバックに、そういう部分を行政の部分に取り入れていきたいということで、多分手を挙げた行政としては早いほうなのかなというような認識がありますけれども、どの程度の、要するにこの取組として全国の中で当町の取組というのは早いほうなのかどうなのか、普通なのか、その辺についての認識をまずお伺いしたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

デジタル田園交付金の取組どうだということなのですが、はっきりと把握しているわけではないのですが、壮警町の取組は比較的早いほうなのではないかなというふうに考えております。全国いろんな事例とかがありますが、比較的壮警町は早く手を挙げたのではないかなと思っています。

以上です。

○議長（森 太郎君） 3番、長内伸一君。

○3番（長内伸一君） マイナンバーカードの普及率という部分で、これは全国でも上位のほうにということで、ある面で一つの注目されている取組を壮警としても行ってきたのかなと思っています。マイナンバーカードを私も取得をしているのですが、職員の方に大変お世話になって行ったのですが、多くの町民、高齢者も含めて、やはりマイナンバーカードがこれだけ普及したと、カードの取得率が普及したというのは、マイナポイントという部分のことのメリットも一つはあると思うのですが、何より大きいのはやはり職員の方が面と向かって対話をしながらその登録をやってくれた。これが世代を超えて多くのマイナンバーカードを取得することに至ったのです。やっていることは実は実にデジタルではなくてアナログ的な、当町の小さい町ならではの取組がこういう結果につながったのだと思うのです。それをやはりこれからいろんな部分で生かしていくというのは私は大事だと思いますし、行政の窓口業務も含めて全体がデジタル化、ICT化していくのは、もうこれは地代の流れでそうだと思うのですが、ただ窓口に来たときに現実的にアナログ、そのマイナンバーカードも含めてそれを活用してスムーズに必要な行政措置が進むのかなというのは、若干まだ時期的に時期尚早で、多くはその対応に戸惑って窓口業務が混乱をしたり、時間を取られたり、ちゅうちょしてしまうという部分につながらないかという一つは危惧と、それから最近テレビの報道等にぎわせていますけれども、マイナンバーカードの誤作動なりいろんな部分が今問題になっております。急ぎ過ぎではないかと、時

期ありきに進み過ぎていて肝心な部分がどうなのかという議論もあるようでございますけれども、行政の部分は信頼性という部分は非常に大事だと思いますので、そういう部分では誤作動、誤操作によるトラブルという部分がやはりまだこれから出てくるのだらうと思うのです。そういうのをもう少し見極めながら、それに対応した当町の町の人口規模も含めたレベルの中ではどういう形がいいのかということをもう少し研究してみてもいいのかなということが考えられます。

実は私も経験上、全然違いますが、ホテルの宿泊したときに旅行支援割というのがあって、そのときに要するにポイントで2,000円とか3,000円の買物ができるといようなことありましたよね。当初あれ紙ベースだったのです。途中から紙ベースのやつはそのまま施設内でしか使えないと。デジタルでスマホ等でアプリを入れて、それに登録をして、そして北海道なら北海道内のいろんな登録しているところで使えるという。それがなかなか現実にはうまくいかなくて、ほとんどの人はホテルの窓口で長い時間かかってその指導を受ける。それでも面倒くさいと、いや、使わないわというのが紙ベースと比べて非常に多くなった、使われていないほうが多いかもしれないみたいな話ホテルのホテルマンから聞いたのですけれども、だからそういうふうになるとどうかなという心配もあって、もう少し小さい町ならではのメリットを行政窓口にかしたときに、今保守委託料が300万円と。これは補助があるから初年度はいいとするのですが、その次からは多分後年度的にかかってくるとすれば、それだけのコストが現実的に窓口業務で実際今かかっているのかなということの検証も含めて、もう少し時間をかけて検証する時間を持ってもいいのではないかなというように感じますが、その点の見解、また議論はされたのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

まず最初に、これ導入したときに来庁者が戸惑うのではないかと、スムーズにできないのではないかとということだったのですけれども、まさしくそれはそのとおりだと思っただけ戸惑わないように、アナログかも分からないですけれども、丁寧に親切に指導というか、お手伝いをしていくように、そういうふうにしていきたいなど。いくらデジタルといいながらも、やっぱりその対応というのは大事だと思いますので、そこは丁寧に親切に行っていくよう努めたいと考えております。

また、いろいろマイナンバーカードの関係で誤りとかというのが今新聞とか報道で出ていますけれども、確かにそのとおりで、今のところ壮瞥町ではそういう報告は、そういう間違いとか誤りとかという報告はされていないのですけれども、おっしゃるとおり今後出てくるかも分かりません。もう少し時期を検討ということであったのですけれども、それもそのとおりだと思っただけ、今進めてはいますけれども、なかなか言ってもあしたあさってすぐにやるとかということではなくて、今後国の説明会も予定されているということもありまして、その説明会を聞きながら、内部でも研

究しながら、それで先ほどの導入時期、2月、3月という話をしたのですけれども、ちょっと時間がありますので、よくその検証というか、検討をしてみて、壮警町にどういう形が一番いいのかというのをもうちょっと内部でも検討したり、議員さんにもご相談したりとか、そういうことをしながらよりよいものを選択して進めていければなというふうに考えております。

以上です。

○議長（森 太郎君） これより休憩といたします。再開は11時10分といたします。  
休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（森 太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般4ページ、ありませんか。

7番、菊地敏法君。

○7番（菊地敏法君） 企画費の蟠溪地区IRUケーブル移設工事145万円が追加になりましたけれども、当初予算では130万円だったというふうに思います。今回145万円追加ということで倍以上になったということで、これは資材高騰の影響なのかどうか、これを確認したいというふうに思います。

それと、ふるさと納税事業でウェブサイト拡充委託料ということで19万円、これはアドバイザーの助言を参考に寄附拡大に向けてのホームページを改良するということでもありますけれども、どのようにホームページを改良するのか、それをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

まず、1点目の蟠溪地区のIRUケーブルの移設工事の増額の理由でございますけれども、こちらにつきましては資材費の値上げではなくて、そもそも蟠溪の国道工事に伴って北電の電柱が移設するので、それでうちが、当町が架けているIRUケーブルを移設するのですが、その北電の移設する範囲が広がったとか、本数が増えたりということ。それは北電さんと国道管理者のほうで協議をしながら、ではどれを移すというようなことをやっているんで、その原因のところまで詳しくは確認をしておりますけれども、北電側の都合でそれをずらさざるを得ない。そうすると、当町はもう借りて架けさせてもらっているんで、問答無用でそれは一緒に移していかなければならないので、その範囲が、本数が広がったり、距離が広がったり、それに伴って必要な設備を加えたりとか、あるいはケーブルが長くなってくると緩くなったのを元に戻すだけではなくて、場合によっては張り替えをしたりとか、そういうその追加の工事料自体が増えていったということが今回の理由でございます。

なお、これについては補償工事になりますので、増額になった分も補償になるもの

というふうに思っておりますが、まだ補償の算定が確定をしていないので、この議会では一般財源として計上してはいますが、確定次第歳入補正を後日させていただきたいというふうに考えております。

それから、2点目のふるさと納税のホームページの拡充でございますが、今回については18万、20万弱ということで非常に小規模でございます。内容は町のホームページの中にふるさと納税に関するページがあるのですが、アドバイザーの方とも相談をして、基礎的な情報は載っているのだけれども、そこから、では寄附しようというところまでいけるほどの優位性というか、そういったものがちょっと弱いのではないかというふうなご指摘もあって、それで使い勝手はもちろんそうなのですが、イメージアップを図るように商品のラインナップを分かるようにしたりとか、いただいた寄附をこう使いますということは掲示はしているのですが、もうちょっと魅力的に見せるだとか、そういう見せ方のところを多少いじろうかというような、そんな話でございます。

話をしているのは、あくまでも町のホームページというのは本当の入り口の部分であって、そこで何とか次へ向かわせるための動機づけをするようなページにすると。その上で理想はやはり特設サイトのように別立てでサイトを作って、そこでもうさらに決め手になるような、そういう情報をどんどん、どんどん出していくということがほかの町の事例なんかを見てもいいのではないかというご提案はいただいているのですが、それには恐らく200万ぐらいの経費がかかります。なので、今の段階ではまだそこまでは行かずに、まずは町のほうだけは改良して、おいおいさらに拡充していくということを考えていきたいというふうに考えております。

今回の補正については、以上でございます。

○議長（森 太郎君） 7番、菊地敏法君。

○7番（菊地敏法君） 関連になるかもしれないですが、ふるさと納税の拡充の今後の取組についてちょっとお聞きしたいというふうに思うのですが、新聞報道でふるさと納税最高13億円ということで、西胆振3市3町のふるさと納税の実態、実績は報道されました。それで、残念ながら壮瞥町が2021年度は1億2,000万円ほどあったのが2022年度は8,757万円ということで西胆振3市3町の中で唯一下がったのです。27.5%下がったということで、21年度は成績よかったものですから、その辺に比べると下がったということでもありますけれども、これの主な要因としては壮瞥町産のゆめぴりかの返礼品が選定できなかった、これが大きな理由だというふうに報道されました。

それで、各市町もふるさと納税には力を入れていて、いろいろと創意工夫しながら拡充に向けて取り組んでいるというふうに思います。その中で洞爺湖町が34.1%増加したということで、取組の中で興味深いのが旅先納税ということで、これを取り入れていきたいということで書いてありますけれども、壮瞥町も旅先納税の取組について

進めるべきではないかなと思うのですけれども、この今後のふるさと納税の拡充に対しての取組のことについてどういう取組をしていきたいというふうに思っているのか、ちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

今、実績については議員のほうからご指摘をいただいたとおりでございます。昨年度はちょっと残念な結果になったのですが、担当とも協議をしているところでございまして、基本的に伸びている町にはそれなりの理由があって、当然それはまねしていくべきなのだろうというふうに考えています。事例として上げると、今ご意見があった旅先納税とかももちろんそうでございます。要は納税の仕方であったり、あるいは返礼品であったり、そういったものをどんどん広げていくことが一つの拡大策かなというふうに考えます。また、今は当町の場合は楽天さんとか、ふるさとチョイスさんとか4サイトしか載せていないのですけれども、それらも拡大をしていきたいというふうに思います。

それから、先ほど申し上げたような見せ方、ウェブサイトの改良であったり、そういったものも取り組んでいきたいですし、もっと細かいところまでいけば寄附の使い方工夫であったり、あるいはアフターケアであったり、いろいろ取り組むべきところはあるのだろうというふうに考えます。どうしても限られた人員でやっていきますので、いきなり全部は無理かもしれませんが、効果が高いであろうというところから順に手をかけていきたいというふうに思いますし、旅先納税については町内の先般オープンされたホテルさんからもご提案をいただいている、来週ぐらいから間に入るその業者さん含めて打合せに入る予定にしています。できればそれも選択肢として最近注目されているやり方でございますので、特に障害がない限りは前向きに取り組んでいきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 続いて、一般5ページ。

5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） 児童福祉費、この中の手数料についての考えを伺いたと思います。提案説明では保育士募集の新聞折り込みとのことですがけれども、新聞折り込みの範囲、どの地域に入れるのか、また何回くらい予定しているかについて最初に伺います。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

手数料についてのご質問です。これ議員おっしゃるとおり新聞折り込み手数料を見

込んでおりますけれども、その範囲は少し広く西胆振、伊達市、洞爺湖町、豊浦町ほかに室蘭市方面までちょっと拡大して配布しようかと思っています。一応回数は、現在は1回を予定しております。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） 西胆振、室蘭市を含め広く入れたいと、その回数も1回ということですね。それは分かりました。従来のホームページでもやっておりましたよね。それから、新聞の折り込みに変えようとする理由が私にはちょっと理解できないのですけれども、この折り込みに変わった理由と効果をどのように考えているか。

それから、40万円、それをいろいろと計算してみますと、折り込み料は1枚3円から5円だと思います。例えば今回の選挙のときに虻田町の新聞販売店では3円でした。町内では5円80銭だとか、また新聞販売店の何か団体では選挙のときは1枚5円98銭ですよというようなことも文書で回していたようですけども、5円としましょう。もし5円であれば、消費税を加算すると約7万2,000枚のこの折り込み枚数になります。それから、安いところで3円とすると、消費税を加算しても12万1,200枚くらいの枚数を1回でやるということだと思いますけれども、手数料を見ているけれども、この印刷、町内で配るときには数も少ないから、多分役場のコピー機でやっているのではないかと思いますけれども、やはり何万という数になった場合コピー機では到底対応できない。やはり印刷所につけなければならぬと思うのです。そういう面で折り込み料の手数料だけを見ているけれども、需用費の中の印刷費が全然計上されていないのですけれども、これはどういうことからかちょっと私はこの予算書を見せていただいて疑問に感じたものですから、そのことについてお尋ねしたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

今この手数料についてのご質問だったのですけれども、佐藤議員おっしゃるとおり、これはもう折り込み手数料となっておりますけれども、業者さんに印刷をお願いするつもりでございました。その手数料も含めての計上となっております。業者さんをお願いして、それをそのまま各新聞販売所のほうをお願いするということを考えておまして、さっきもおっしゃったように大体7万世帯ぐらいですか、西胆振、室蘭まで含めると、ということで予算を計上しております。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） この件についてはあと1回ですので、これで終わりにしますけれども、効果をどのように、関心のある人は例えば保育士になりたいのだけれども、どこか働く場所がないかななんて考えている人はホームページで私は十分でないかなと思うのですけれども、こうやって広げて本当に効果があるのかどうか。いつも皆

さん新聞配達になったときにたくさんチラシが入っていますけれども、本当にそれを全部見ているかといったらほとんど見ていないですよ。このように広く配布することによっての効果をどのように考えているか伺います。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

この新聞折り込みにする効果ということなのですが、確かに今ホームページにも載せておまして、見る方はホームページも見ると思うのですが、それ以上に少しでも多くの方に見ていただきたいということで新聞折り込み何回かやっております、少しでも多くの方に見ていただけるということになりましては新聞折り込みということを計画しております。どうだこうだというその数字的には出てはいないのですが、こういうことをやる、チラシを配ることによって一人でも多くの方に御覧いただけるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（森 太郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 続いて、一般6ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 続いて、一般7ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 続いて、一般8ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、歳入について、一般1ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 続いて、一般2ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、給与費明細書について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、第1表、歳入歳出予算補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、第2表、繰越明許費について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、第3表、地方債補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、条文及び補正予算全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 45 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 45 号 令和 5 年度壮警町一般会計補正予算（第 3 号）については原案のとおり可決されました。

#### ◎報告第 1 号

○議長（森 太郎君） 日程第 6、報告第 1 号 令和 4 年度壮警町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

以上で報告第 1 号を終結いたします。

#### ◎報告第 2 号

○議長（森 太郎君） 日程第 7、報告第 2 号 令和 4 年度壮警町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

以上で報告第 2 号を終結いたします。

#### ◎報告第 3 号

○議長（森 太郎君） 日程第 8、報告第 3 号 令和 4 年度壮警町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。  
以上で報告第3号を終結いたします。

◎報告第4号

○議長（森 太郎君） 日程第9、報告第4号 債権放棄の報告についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

以上で報告第4号を終結いたします。

◎議案第46号

○議長（森 太郎君） 日程第10、議案第46号 工事請負契約についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田鍋敏也君） 令和5年第2回定例会に追加提出いたします議件は、議案第46号の1件であります。

議案第46号、工事請負契約について。

令和5年6月6日、指名競争に付した国道453号支障物件移設工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって、議会の議決を求める。

1、契約の目的、国道453号支障物件移設工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、8,415万円。4、契約の相手方、道栄・壮建特定建設工事共同企業体代表者、有珠郡壮瞥町字滝之町283番地、道栄建設株式会社代表取締役、小田由三。構成員、有珠郡壮瞥町字滝之町423番地26、壮建興業株式会社代表取締役、高橋美智彦。

この工事につきましては、国道453号蟠溪道路改良工事に伴い支障となる水道管、農業用水道管及び温泉管を仮移設するもので、工期は令和6年3月31日までとしております。指名競争入札に付した業者は全部で4社となりますが、1社が町内業者で構成する特定建設工事共同企業体で、3社が町外業者となっております。

以上が追加提出いたします議案の内容であります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（森 太郎君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 46 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 46 号 工事請負契約については原案のとおり可決されました。

#### ◎特別委員会の設置について

○議長（森 太郎君） 日程第 11、特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本町議会の広報の発行及び議会広報活動の調査のため、8人の委員で構成する議会広報特別委員会を設置し、閉会中に議会広報を継続して発行すること及び議会広報活動に係る調査を実施することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、8人の委員で構成する議会広報特別委員会を設置し、閉会中に議会広報を継続して発行すること及び議会広報活動に係る調査を実施することに決しました。

#### ◎特別委員会正副委員長及び委員の選任について

○議長（森 太郎君） お諮りいたします。

ただいま設置されました議会広報特別委員会の委員長、副委員長、委員につきまして、議長において指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

議長において指名いたします。委員長に長内伸一君、副委員長に湯浅祥治君、委員に山本勲君、加藤正志君、毛利爾君、佐藤恣君、菊地敏法君、真鍋盛男君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしましたとおり選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長に長内伸一君、副委員長に湯浅祥治君、委員に山本勲君、加藤正志君、毛利爾君、佐藤恣君、菊地敏法君、真鍋盛男君を選任することに決しました。

◎議員の派遣について

○議長（森 太郎君） 日程第 12、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決しました。

◎各委員会の所管事務調査について

○議長（森 太郎君） 日程第 13、各委員会の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員長から閉会中に所管事務調査を、議会運営委員長から閉会中に次期定例会までの会期、日程等議会運営に関する事項について所管事務調査を実施したい旨、それぞれ申出があります。

お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長からの申出のとおり閉会中に所管事務調査を実施することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり閉会中に所管事務調査を実施することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（森 太郎君） これにて本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、令和 5 年壮警町議会第 2 回定例会を閉会いたします。

（午前 11 時 38 分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員